

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから平成24年第4回浜中町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番成田議員及び6番中山議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から12日までの2日間にした  
たいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12日までの2日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された事件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) 本日、第4回浜中町議会定例会を開催させていただきましたとこ

る、全員の出席をいただき誠にありがとうございました。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて、御報告をいたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第6 所管事務調査報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 所管事務調査報告をします。

本件については、社会文教常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（箱石雄彦君） (調査報告朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 委員長より口頭報告を求めます。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） (口頭報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

---

### ◎日程第7 陳情第1号配合飼料価格の高騰対策に関する陳情書

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 陳情第1号を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

○議事係長（箱石雄彦君） （陳情書朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

陳情第1号を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、陳情第4号は、採択することに決定しました。

---

◎日程第8 発議案第6号浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎日程第9 発議案第7号浜中町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第6号及び日程第9 発議案第7号を一括議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（箱石雄彦君） （発議案第6号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「議議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、発議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定する事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第10 認定第1号平成23年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
  - ◎日程第11 認定第2号平成23年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
  - ◎日程第12 認定第3号平成23年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
  - ◎日程第13 認定第4号平成23年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
  - ◎日程第14 認定第5号平成23年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
  - ◎日程第15 認定第6号平成23年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
-

---

◎日程第16 認定第7号平成23年度浜中町水道事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員会報告)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第10 認定第1号ないし日程第16 認定第7号を一括して議題とします。

本件については、平成24年第3回定例会において提案され、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査を付託の上、閉会中の継続審査としていたものです。同委員会において審査を終了し、この度、報告書の提出がありました。委員長の報告を求めます。

11番鈴木誠議員。

○11番(鈴木誠君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これから、本報告に対する質疑を行います。

申し上げますけれども、この質疑は、委員長報告に対する質疑という事でありましてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

申し上げますけれども、討論につきましては、原案について討論するという事でありまして。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は、委員長報告のとおり認定する事に決定しました。

---

◎日程第17 一般質問

---

○議長（波岡玄智君） 日程第17 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） それでは通告書に添いまして質問させていただきます。

まず霧多布中学校、霧多布高校の避難対策について伺いたと思います。学校管理下の時間帯においては、児童生徒の身の安全は学校及び教育委員会に大きな責任があるものと考えます。その意味において現時点で、どのような対策が講じられているのか、考えられているのかを、お伺いいたします。道新には出ておりませんが、釧路新聞でここ2週間の間に、小学校、保育所、高校での避難訓練の様子の記事がありました。霧多布小学校におかれましては、大変危機感のある色々な場面を想定した避難対策が講じられているように思われます。近くに避難場所がない霧多布高校、霧多布中学校、この両校の避難対策は今現在、どのような対応がなされているのか、まずお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ただ今の質問にお答えします。

教育委員会では、学校における避難訓練については、火災・地震対応等の防災教育の一環として、各学校の学校計画の中に規定されていて、それぞれの学校で実施をされております。

特に、海岸地区の霧多布小・中学校、高等学校、榊町小学校、散布小学校につきましては、津波避難訓練を実施しているのが現状であります。質問の霧多布中学校、霧多布高等学校の対応についてですけれども、現在、霧多布中学校には、敷地内にバスを常駐させまして、有事の際には、バスを利用した避難を考えております。霧多布高等学校につきましては、今般バスを利用した乗車訓練を実施し、有事の際に対応する考えでおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず霧多布中学校の対応からお聞きいたします。バス2台は僕の聞いた範囲では、2ヵ月くらい前から、常駐になっているのかと思います。このバス2台の運転手さんは常駐されているのか、それとも随時駆けつけるような体制になってい

るのか。

また、霧多布中学校の生徒数は80数名と記憶しております。それに教職員を合わせた数で、バス2台で十分間に合うものか。それと、そのバスを使った避難訓練は、実施されましたでしょうか。その点をお聞きいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** まず、霧多布中学校の状況について回答いたします。

霧多布中学校にバス2台を常駐させている運転手の件でありますけれども、運転手につきましては、霧多布中学校の公務補が大型免許を持っていますので、有事の際には、公務補は1台のバスを運転して有事に備える、もう1台につきましては、教育委員会個人委託をしております、スクールバスの運転手が直ぐ近くにおりますので、その方を有事の際には活用する考えであります。

また、委託している運転手が居ない事も考えられますので、その事に関しては、霧中・霧高が近くにありますので、霧高の公務補さんも大型免許を持っておりますので、その方を活用しながら、有事の際には、いち早く避難出来る様な体制を考えております。

もう1点ですけれども、霧多布中学校の生徒、教職員につきましては、2台のバスで対応できるかの質問ですけれども、2台のバスについては、1台が46人乗り、もう1台が立ち席も含めて80人乗りの乗車定員になっておりますので、バスについての避難につきましては、十分対応が可能と考えております。

もう1点、訓練をしたかとの関係でありますけれども、霧多布中学校につきましては、10月24日にバスの乗車訓練を実施しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 聞きとれなかったのですけれども、バスのもう一台は霧多布高校に常駐している公務補さん、仮にその方が休まれる事も考えられますよね。

要するに、運転手さんは数名用意されて居ないのか。常時いつでも、運転出来るような体制が取られているのか、どうかという事です。避難訓練を実施しました、バスの乗車訓練をしましたという事ですけれども、それに要した時間等、分かっているのであれば、教えていただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 避難時のバスの運転手につきましては、今、教育委員会として考えているのは3人の方で対応しているという事を御理解願いたいと思えます。乗

車訓練につきましては、5分程度で乗車が可能という事で聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 高校での新聞報道とダブる質問になりますので、一括してお聞きします。

報道によりますと、霧多布高校での乗車訓練、要は避難準備完了までの時間が、4分30秒程で完了とありました。合わせまして、霧中での避難訓練での状況です。例えば、告知をしておいて授業中なり、全員が教室にいる段階での避難訓練であったのか、それとも休み時間等、バラバラの状態で行った事なのか。高校と合わせて状況説明を、お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 避難訓練状況ですけれども、まず霧多布高等学校についてお話を申し上げます。霧多布高等学校につきましては、議員おっしゃるとおり、乗車まで4分30秒という事で報道されております。この4分30秒につきましては、各学校にも、その時間で乗車が済んだという確認を取っております。訓練については、事前にこの日に訓練をするという事で、抜打ち的な訓練を実施している訳ではございません。霧多布中学校につきましても、事前に訓練をするという事で周知をしまして、その時間帯に実施をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 通知をしておいて訓練をしたと。先ほど訪ねたのが、その状況ですね。どういう状況下において、この乗車訓練がなされたのか。その場面です。全員が揃っている状態で教室から一気にバスまで移動したのか。

それとも、休み時間等、個々にバラバラの状態でなされたのか。その点、答弁漏れだと思えます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ご説明申し上げます。霧多布高等学校につきましては、授業終了後、生徒が全員教室にいる段階での訓練であります。

また、霧多布中学校につきましても、同じ様な状況であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 私、ここに拘るのは、いずれも4分30秒、5分以内という状況ですね。通知されていて訓練開始という状況でなされたものと、明らかに時間的な差

が出てくるものと考えてるのですよ。例えば休み時間、体育館に居る子もいれば、教室に居る子もいる、バラバラですよ。こういう状況を設定した訓練というのは、今後考えられているのか。

新聞報道の霧高では、今年度中に予告なしにもう一度、訓練をしたいという事でありますので、霧多布中学校と合わせて、そういう対応が今後なされるのか、委員会そのものの考えとして、学校報告だけではなく、その場面において4分半～5分という時間は、これは素直に5分間で乗って、12分くらいでバスが走るのであれば大丈夫だなど、これは避難出来るという、今現在に立っておられるのですか。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 霧多布中学校・霧多布高等学校につきましての、津波到達予想時間については、現在のところ24分～26分程度という事で、あくまでも到達予想時間が報道で出されております。これに関しましては、20分強で避難が出来なければ色々な問題があるという事で、今現在、乗車するのに4分～5分の時間が掛かっております。なるべく訓練をしながら、バスの乗車につきましては、素早く乗車出来るような体制を整えていきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 違うんですよ。委員会としては4分～5分間というこの時間内で、避難完了まで行けるといふうに受け止めているという事ですか。僕が言っているのは、こういう予告をしておいて、全員が揃っている状態での避難訓練の時間、4分半～5分というものが信用出来る時間ですかという事です。

だから今後、委員会として学校に対し色々な場면을想定した避難訓練を実施して、乗車までの時間を把握しない事には、そこまで言い切れませんか。例えば、誰々がまだ来ていないからどうしようという場面だって出てくるはずですよ。そういう場면을想定して初めて、この乗車までの時間というのが信用出来る時間だと思うのです。霧高の新聞報道では4分半で、高台までが12分であるから、概ね避難は大丈夫だというようなコメントも載ってございましたけれども、その認識ですか。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 霧多布中学校・霧多布高等学校の避難につきましては、今通知をしながらの訓練が乗車まで5分程度という事で、教育委員会としては、これは有事に際、いつ起こるか分からないという事で、学校の方とも協議をしまして、抜打ち的

な訓練を実施する事や、バスの乗車にあたっては、初めから各クラスが、どのバスに乗車するかを、きちんと決めて乗車がなるべく素早く実施出来るような訓練を、学校の方にもお願いしております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 霧多布高校では今年度中に予告なしに、再度避難訓練を実施したいと載っていました。中学校でも多分同じような事は考えておられるのだと思うのですよ。

ですから、次に訓練をして時間計測をする形になるのでしょうかけれども、活かす為には、やはりより困難な状況といいますか、より考えられる範囲の一番時間が掛かるであろう状況の下においてなされた訓練が、初めて信用出来る時間だと思うのです。だからそういうシミュレーションをして、こういう状況でというものは、学校側とよく話し合っ、今後なされるべきだと考えますが、その辺の考えはございますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会としては様々な状況で、児童・生徒がいち早く避難できる体制を考えていきたいと考えております。今議員おっしゃったとおり、様々なシミュレーションをしながら、学校ともいち早く逃げる体制を作って、構築して行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今年度中に中学校も、そういう状況下を想定しながらの訓練を3月までの間に実施するというふうに受け止めますけれども、もし違ったら後で言ってください。

それで今回、霧高の避難訓練は、体育館を取りあえず避難所と見立てて、学校から乗車までの避難体制確立までの時間を把握する為の訓練だったように考えます。

ただ、避難所までとは行かなくても、最低限の安全な高台まで、実際にこの時間走ってみて、何分掛かるのか時間を把握する必要はあると思うのです。ましてこの時期です路面状況もあります。あるいは交通量の問題もありますので、そういう事を実施して、その時間に尚かつ加味する時間というのは考えられてくると思うのです。

因みに、この間の報道では宮城県で1メートルの津波が来たと、その際の避難の状況を見ていたら、明らかに渋滞だったんですね。渋滞によって、避難所まで時間内には辿り着けなかったという報道がされておりました。

多分、ここも同じ様な事は考えられるはずですが。だから、どのくらいの時間かというのは難しいのかも知れませんが、時間を加えるようなシミュレーションが出来る為にも、実際に避難所まで走ってみて、例えばアイスバーンであれば、どのくらい掛かるのかという、要は、最悪掛かる時間を出さないと、これで安心だという事には、ならないと考えますけれども、如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 霧多布中学校・霧多布高等学校につきましては、議員おっしゃるとおり今回の訓練では、実際にバスに乗車した移動訓練は実施しておりません。

今回、霧多布中学校・霧多布高等学校で、バスへの乗車訓練を実施した結果を基に、教育委員会としては学校の方に、今後、実際に乗車して移動する訓練を、しっかりとしたい旨を指導して行きたいと考えております。この訓練を実施する中で、色々な課題が出てくると思います。

更に、この課題を一つ一つ検証しながら、素早く生徒を避難する体制を構築して行きたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 乗車は1回1回避難所まで行かなくても、訓練の度に行く必要はないと考えていますけれども、要は繰り返す事によって、子供たちの意識の持ち方も変わって来るでしょうし、当然、時間の短縮にも繋がってくるはずですが。

ですから、今後不定期に一学期にはせめて1回とか、学期毎の実施を是非やっていただきたいと思います。ちょっと視点を変えますけれども、例えば部活動の時間、これは学校管理下になるのですか。部活動はあくまで外ですよ。その場合の避難の体制ですか。部活ですから、教員なりが付いているのだとは思いますが、その辺の対応はどのように考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 部活動につきましては、学校の管理下であります。部活動の活動中に有事が起きた場合の対応ですが、現在、霧多布中学校では、50人前後の生徒が部活をしております。霧多布高等学校では重複する分もありますけれども、実質人数の部活動については40人前後と把握をしております。

この部活動の最中に、大きな地震等で津波警報が発令された場合の避難につきましては、バスがないという状況下にありますので、その際には、有事ですので、教職員の

車を活用しながら生徒をいち早く避難させようと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 部活動の時間帯はバスが無いと。教員の車で避難を考えていると中学校は50名、高校で40名。個人の車になるのでしょうかけれども、それは十分な台数が常時あると考えてよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今スクールバス等が無かった時の対応として、お話を致しましたけれども、教職員につきましては、霧多布高等学校では15人の方が車で来ておりますし、霧多布高等学校には、公用車としてワゴン車1台、乗用車1台が配備されております。霧多布中学校におきましては、13人の先生方が車で来ておりますので、50人であれば教職員の車を利用しての避難は可能と考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 加えて、この部活動の時間帯の訓練も、今後、考えるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 先ほども答弁いたしましたけれども、様々なシミュレーションをしながら、いち早く生徒達を避難出来るような体制を構築していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 部活動の場合は、学校管理下という事で対応がなされるという事であります。もう1点、その学校管理下が、例えば少年団活動なり、要するに生涯学習の範囲になるのか分かりませんが、総合体育館でも、週に何度か剣道の訓練がなされております。夏場になると少年野球も行われております。こういう場合の対応というのは、個々の指導者の責任という事で、現段階はどういう対応になっておられますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 少年団活動につきましては、議員おっしゃるとおり学校管理下の活動ではございません。現在、少年団活動の対応について、教育委員会の方としては、この様な決まった避難体制を取ってくれという事は、指示を出しておりませんが、子供が活動している状況を考え合わせますと、そのような事も考えて行かなければ

ばならないのかと思っております。

また、児童生徒の学校管理下以外の訓練につきましては、各学校で年度当初に、児童生徒が家庭にいる場合、児童生徒が登校・下校中の場合等についての、避難の方法等を学校の方から、保護者の方へきちんと通知をしております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 年度当初に各少年団活動に、その避難体制等を通知しておりますという答弁でありますか。もう一度お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 年度当初に保護者の方に通知しているのは、児童の学校としての対応です。学校として各家庭に、生徒が登校中や家庭にいる場合の対応という事で、学校として通知をしております。

それから少年団活動は、学校外活動でありますから、学校としては、少年団活動についての指導は通知しておりません。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 少年団活動に関しても、学校としてではなく、委員会として、どう考えているのかをお聞きしたいのです。委員会の管轄ではないのですか。この活動は。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 繰り返しになりますけれども、少年団活動も生涯教育、大きく捉えますと教育委員会の管轄になります。その辺につきまして、指導者等への何らかの指導が必要かと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 必要かと考えるのではなく必要ですね。中々これは難しい問題かという事であります。これは教育長にお聞きいたします。現在、考えられている避難方法、バスや職員の車を使った避難対策というのは、今後、出てくる時間のシミュレーションにもよるのですけれども、これが最終案だと、それとも現時点で考えられる最善の応急対策的な意味合いのものなのかという事です。

先ほど言いました、少年団活動にしてもそうですし、勿論学校に居る間でもそうだと思うのですけれども、ましてや近隣の地域住民の方の中にも、逃げ遅れてしまう方がおられる事も考えられない事ではないと思います。その意味で可能かどうかは別にしまし

て、緊急避難施設的なものを霧多布高校の屋上に、今後、鉄骨等で構築出来るそういう考えはございますか。

それと実際に可能かどうかというのは、それは専門の人間でないと判断はつかないの  
でしょうけれども、職員に1級建築士の資格のある方がおられると記憶しておりますけ  
れども、そういう方と図面等を見比べて検討すれば出来るか出来ないか、どれくらい掛  
かるか、必要か必要でないかという話をしているのではなくて、そういうお考えは、必  
要じゃないのかという事で、お聞きいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 今回、霧多布中学校と霧多布高等学校に、スクールバスを使  
用した避難対策、10月5日に、まちづくり懇談会が始まって、霧中と霧高の生徒の避  
難をどうするかという話が出されました。正直その時点で、どう避難をさせるかという  
妙案は持っていませんでした。まちづくり懇談会が終わって色々と考えて、いつも登校  
が終わった後に、文化センターの駐車場に常時止めてあるこのバスを、何とか中学校あ  
るいは高校近くにおいて利用できるかというような事で指示をして、運転手もたまたま  
近くに居るとい事で、後、霧多布中学校と霧多布高等学校の、それぞれ公務補さんが  
大型の免許を持っていて、バスの台数とライセンスを持っている人数を合わせて考える  
と、1人欠けた場合にも、ある程度対応は可能かと思いました。

バスの常駐で生徒を避難させるという手法は、決してベストではないと正直思ってい  
ます。霧多布中学校・霧多布高等学校で先般訓練をした時に4分30秒くらいで、そし  
てMO-TTOかぜでまで大体12分くらいでは行けるだろうと。ただ、道路の状況、  
冬場の時期それから有事の際の大渋滞、そういった事を考えますと、決して12分とい  
うのは、簡単に見込めないと押さえています。今、何が出来るかという事で、あるもの  
を最大限利用して、子供たちをとにかく避難させようといった時に、まずバスを使って  
避難をさせる方策を1つ考えた訳であります。霧多布高等学校の3階部分、あるいは屋  
上の部分、それは500年間隔で言われています、日本海かあるいは千島海溝の地震津  
波対応には、十分に対応可能かと思っておりますけれども、6月28日に道が浸水予測を  
最大、最悪で数値が出された段階では、霧多布高等学校の避難については、大きな津波  
に対しては、用は成さないと思っております。

後、少年団活動の関係についても、お話が出ましたけれども、これは学校とは直接統  
治下、あるいは管理下に無い部分で、教育委員会として少年団活動については、奨励し

ているという部分もありますので、これはしっかり指導者あるいは保護者も含めた中で、有事の際の対応については、今後しっかり詰めて行きたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今考えられるのは、バス等を使った避難しか考えられないと。ただ、ベストとは思っていないという答弁でありました。

それで霧多布高等学校は、避難場所としては、シミュレーションでもう用は成せないかと、でも違いますよね。あの辺の浸水の高さは確か10mくらいのはずで、30何mという話にはならないはずです。霧多布高等学校3階屋上までで10mくらいですか。それで、その上に例えば4m～5mくらいの緊急的に避難できる構築物は造られないものかと、あくまでこれは緊急ですよ。バスで逃げられない、逃げ遅れた方という場合も考えた時に、そういう対策も考えた方が宜しいんじゃないかと思うのです。それは全く必要ないと考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 津波浸水予測の霧多布中学校・霧多布高等学校周辺の浸水予測高のお話が出ましたので、防災対策室より若干御説明させていただきますけれども、今回の新たな津波浸水予測で、あの周辺では10～15mくらいが予想されております。

それで、教育委員会でお話ししました霧高の3階建を利用した、例えば、外側に鉄骨ですとか、屋上を改良してというお話しになりますけれども、霧多布高等学校の屋上の高さ自体が13m弱ですね。あそこの海拔が2.7mくらいですので合わせても15m弱、そこで浸水予想高が15mくらいとなりますと、高さで浸水高とほぼ一緒になりますし、そればかりではなくて津波の威力といいますか強さ、深さだけではなくて、ぶつける威力といいますか、表現が悪いですが、そういったことを考えますと、15mくらいのところに15m～20mの高さがあっても、中々それは難しいのではないかと、防災対策上は考えているという事でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 無駄か無駄でないか、強度が持たないんじゃないかという事ですが、そんな想像をしないで計算は出来ないのですか。実際、鉄筋コンクリートの建物の構築物というのは残っているんですよ。津波を経験した仙台なり何処でも。

だからその上に、強固なものの上に、そういう緊急的に避難できるのは、構築出来な

いのでしょうか、まずせめて出来るか出来ないか、強度的にどうなのかという事を精査するくらい、これは必要じゃないのでしょうか。逃げるのは基本当たり前ですよ。でも逃げ遅れた場合、もしくは何らかの授業でバスに乗り遅れる、遅い子が居て、その子を待っていては時間がないとか、色んな場合が考えられると思うのです。これは非常ですよ、その場合に残して発車するかしないかは、また別問題です。色んな状況の中で、そういう事も考えられるのです。ですから、こういうシミュレーションも必要じゃないんですかという事です。それは全く必要ないと無駄だというお考えですか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（上田幸作君）** 確かに昨年3月11日、東日本大震災の際に津波の高さ威力色んな場所によって違うと思います。3階建て5階建ての鉄筋コンクリートの建物がきちんと残っている場所もありますし、そっくりひっくり返っている場所もあります。南三陸町役場ですか大津町でしたが、防災対策庁舎のように鉄骨だけが残るような状況もあります。

今、現在の建築基準法といいますか、そういった部分だけでは、中々踏み切れないというのが10mの津波の来る所に、15mの建物を建てれば、今の建築基準法で5mの高さがあるから大丈夫だろうという、そう単純には中々担当としては行かないと思っているのが現実でございます。議員おっしゃいますように、設計なりもっと強い、例えば建築基準法の1.5倍なり2倍の設計をしてみたらどうなのかという、そういうシミュレーションが必要ではないかという御意見は、確かにあるかと思えますけれども、今現在で建てようという部分では担当としては、中々踏み切れないというのが現状でございます。

それと新聞報道にありましたが、大手ゼネコンというのですか、そちらの方でも、津波・地震に対応するような大きな建物の基準等も検討している最中ですので、御質問のように、今後色んなシミュレーションを試してみるという事につきましては、必要不可欠な事だと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 時間が無くなりますので、今考えられるベストの事を実施するのは勿論ですから、考えられる可能なものを可能かどうかという事を検証する事も、必要な事だと思うのです。そういう意味において、ベストではない今の避難体制の中を、よりベストなものにする為に考えられる範囲、素人ですから無理は言うかと思えますけ

れども、それも1つの案といえは案ですから、無理ですよと用を成しませんよというのではなくて、はたしてどうなのかという言葉を踏まえて、今後、取り組んでいただきたいと思います。

では次の質問に入らせていただきます。最近テレビコマーシャル等でも後発医薬品ジェネリック医薬品というものが、しばしば耳にするような機会が増えてまいりました。そんな意味で浜中町としては、後発医薬品ジェネリック医薬品というものは、どのような医薬品であると捉えておりますか。まずそれをお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） まず後発医薬品をどの様に捉えているかという質問に対してお答えをいたします。後発医薬品は先発医薬品の特許の存続期間、原則的に20年が満了すると自由に先発医薬品と治療学的に同等であるものとして、製造販売が出来るようになっておりまして、はっきりした年代は確認できませんでしたが、少なくとも昭和50年頃より使用され、一般的に開発費用が安く抑えられる事から、先発医薬品に比べて、薬の価格が安くなっていると認識しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 先発医薬品と同程度の効果があり尚かつ安く済む、そういう捉え方ですか。例えばリスクとかというのは、考えておられるのですか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） 今、リスクとかというお話がございました。後発医薬品は先ほども申しましたように、特許が切れた後に自由に製造販売が出来るようになるという物でございますが、その製造を販売するに当たりまして、基本的には先発医薬品で使われた主成分のみが同じもので、それ以外の例えば、添加物ですとか、器材が異なっているもの、あるいは生成方法が異なっている場合もあり、必ずしも先発医薬品と安全性という構成は一致しないものもあると捉えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 1点、効能効果については、医薬品によっては多少違いがあると思うのですけれども、今、安心とおっしゃったと思うのですけれども、安心出来ない薬、ジェネリックというのは存在するのですか。

これは、あくまで厚生労働省が承認を得て市販に出回っている薬ですよ。それから効果効能については、多少の誤差はあろうかと思っておりますけれども、安心という面では、

安心と使える薬ばかりが出回っているのではないのでしょうか。如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） 安心という言葉を使わせていただきましたが、基本的には安全性という考え方をしております。要するに、後発医薬品は先ほど申しましたように、特許が切れた薬と同じ効果を得ることは出来るとされておりますが、特許が切れたのは基本的には、物質特許でありまして、薬の本体、有効成分そのものです。

それ以外にも薬の特許の場合には、製法特許や製造特許が存在いたしますので、そういう特許がまだ切れていなければ、当然、添加物とか、そういうものが違って来る、そうなれば薬が、体の中で溶けていく速度ですとかが変わってくるという事で、安全性と言いますか、そういう事では、まだ先発医薬品とは全く同じものとするのは難しいという認識をしております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） おっしゃるとおりで、有効成分、物質特許が切れた段階で後発医薬品というのは、その同じ成分を使った薬が開発される訳ですよ。開発された医薬品については、厚労省において試験を行うと。その中に今おっしゃった制法なり、形づくまで添加物においては、先発医薬品とは別な成分というか、添加材が使われているので、それは全く先発医薬品とイコールのものではないという事ですよ。

それで、イコールではないものを、効能安全性を確かめる為に、厚労省で試験を行って、一番重要視しているのが、御存知かと思えますけれども、生物学的同等性試験というもの。これは、要するに服用して肝臓をとって血液にその成分が流れ出すまでの時間、濃度、あとは持続時間とかですね、こういうものを精査して先発医薬品と比べて、ほぼ同程度であるという認識の下に認可、承認されている薬でございます。そう僕は認識しておりますけれども、そんな意味から安全、安心という使われ方をしますけれども安全、安心という事は、対義語としては危険という言葉が浮かんでくるのですけれども、そうではなく、要するに効能効果に多少の誤作は生じる可能性はあるけれども、決して危険なものではないと、むしろ安心して使って良い薬であるという事で認可がなされるというものと受け止めていますけれども、欧米先進国での普及率は何処も60%を超えております。日本では残念ながら、かなり遅れていて20%代前半というのが現状でございます。これは何かという事を聞いても、それは無理でしょうから聞きませんが、何回も使われる安全、安心というニュアンスですね。それほどの様なニュアンスで使っ

ているのかという事ですね。それを再度確かめさせてください。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） 前段の欧米諸外国で後発医薬品が普及されているというお話がございましたが、一般的に例えばアメリカでしたら医療保険というものが極端に限られているというふうに聞いております。日本ほど医療保険制度が充実している処はないと一般的に言われています。ですから、そういう中で特にアメリカの方では、莫大な医療費が請求される為、少しでも安い後発医薬品に変えているのではないかと御指摘もされているところがあります。

次に、安心、安全という事ですけれども、あくまでも薬を処方するに当たりましては、その患者個々に当然違う訳ですから、その患者に対して有効性あるいは安全、それを医師が考えて判断して処方しております。ですが結果的には有効性、個々の患者に対して、医師が診察して有効性なり安全性そういうものを考慮して薬を処方していると、そういうふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ちょっと良く分からないのですけれども、関連がありますので、今話されたような事を踏まえて、町の診療所ではジェネリックというものを取り扱うのか扱わないのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） 浜中診療所としてのジェネリックに対する取り扱いについてお話させていただきます。浜中診療所は先ほども申しましたが、薬の処方当然、患者に対して有効性・安全性を考慮し医師が判断するものという考え方をしております。

そういう考え方から、例えば内服として心臓ですとか、血圧関係、解熱、鎮痛剤等限られたものですが使用はしております。ですから、後発医薬品の使用を完全否定している訳ではありません。それが浜中診療所です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今現在、処方されているという事ですか。この後発医薬品も、ちょっと確かめさせてください。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） 今現在、例えば11月、1ヵ月の間におきましても、後発医薬品の処方はしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） それは初耳でした。ジェネリックの普及を、町としては推進している立場なのかと受け止めていたのですけれども、その辺、町民課長の方から答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 町民課の方としては、保険者という立場で患者負担の軽減、あるいは医療保険、財政の健全化に資する為という事で、ジェネリック医薬品の推進はさせていただきます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） では次に、11月号の広報誌はまなかに掲載されたドクター小川の眼鏡のむこうという記事についてお聞きいたします。

まず、ジェネリックについての小川医師の考え方がここに載っていて、少々面くらったのですが、今回このコメントが出てきた背景というものは、何か切っ掛けがあったのでしょうか。実際に、当診療所でも現在ジェネリックを数は少ないかも知れませんが、処方しているというお答えでした。その状況において、このコメントが出てきた背景を分かっているのであれば、お聞きいたしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） ドクターの眼鏡のむこうにつきましては、平成21年の11月に浜中町の医療の望ましいあり方について、地域医療懇話会より提言をいただいて、その提言を重要視して、仕事を進めさせていただいておりますけれども、その提言書の中に、診療所の役割として医師の診療方針、それから考え方等の医療情報を積極的に発信して、浜中診療所の町内の医療の理解を得るべきだという事で、平成21年の8月から、この眼鏡のむこうという記事を載せさせていただいております。

今回のジェネリックの医薬品という形で、広報に掲載いたしましたのも、今回で14回目の掲載となりますけれども、その掲載の中身につきましては、日頃医師と話をしている中身ですとか、新型インフルエンザのようなタイムリーな話題、それから震災後については、震災についての医師としての考え方等を掲載させていただいております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ただ今の答弁ですと、今回この記事になった特別の原因はない

と、従来からの継続の一環であるという事ですね。分かりました。

それでこれを何回も読み直したのですけれども、最初の1回目読んだ時の印象で、おやっと思ったんです。これは何なのかと正直思いました。何回も読み直して行く中で、まずこの記事の2段目までの内容は、確かにこういう考え方の医師も人も少なからず、おられるのではないかと思います。それについて、どうこう申すつもりはありませんけれども3段目からです。まず真っ先に、これは何だろうと思ったのは、内容もさる事ながら、あくまでも町広報誌というのは、発行責任者は町長であるのであって、議会だよりというものは各定例会毎に発行しています。広報委員長を中心に発行内容には表現の仕方、言葉の使い方等、色んな問題がないかを精査して発行までというのが、今議会だよりです。

尚かつ、その時点で判断がつかない場合は、議長の判断を仰ぐようにして議会だよりは、現在発行されております。それと同じ考えで行きますと、まず3段目の途中からですけれども、ちょっと読ませていただきます。ところが医療費を少しでも安くしようという国の政策の為、ジェネリックが表に出てきた。ポケットサイズの薬品集にも、欄外に薬品名が載るようになった。更に以前ならジェネリックに手を出さなかった都会の大病院までジェネリックを処方し始めた。この手を出さなかったという表現ですね。これは如何ですか。手を出す、出さないという概念的に決して良いものに携わる場合に、こういう表現は使いませんよね。先ず、この1点が引っ掛かりました。

続いて、JALが飛行機の部品をただ安いからという理由で、正規部品の代わりに名も知れぬメーカーの部品を使い出したようなものだと、私としては、そんな飛行機恐ろしくて乗れぬとあります。まずこのJALですね。一企業名をここで使ってしまふ、これをさらっと読んだ方は、JALはそんな部品を使っているんだ、怖いところなのかと取られかねませんね。この点どうなのかと思います。

更に続きまして、ただし世の中には安いという事が最優先の人がいて、そのような人に考えを改めよというつもりはないが、安くなった分、何を失ったか気付くような事態にならぬことを祈るばかりであると閉めてあります。これ何回読んでも納得できないのですけれども、これはそんな飛行機恐ろしくて乗れぬとあります。では、そんな病院恐ろしくて掛かれぬと。更にそんな薬は恐ろしくて使えぬと。この医師は考えておられるのかと、これを読んでいて僕はそう理解をせざるを得ないのです。

更に1番下の段、浜中診療所が今まで述べた理由もあるが云々で、使いにくいのが現

状であると閉めてあります。多分、浜中診療所ではジェネリック医薬品が使いにくいのであるという事を言いたいが為に、この記事を載せたのかと最初は思ったんですよ。でも先ほど聞いてみますと、現在もジェネリックは使っていると。処方しているというお話でありました。そうすると、全くこの記事の内容が理解できなくなってきたんです。それもさる事ながら、この記事が小川医師の個人の考えであると、個人の考えであるのであれば、個人の出版物、あるいは個人のホームページでの掲載であるのであれば、それはともかくとしまして、先ほど申したとおり、これは町の広報誌であります。町の広報誌に、この考えが載るという事は、浜中町の考え方と取られ兼ねませんね。その意味において、この記事が載る前段で発行責任者である町長、もしくは副町長の目を通して決裁がおりて、この記事は製本されたものなののでしょうか。その点まずお聞きいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですがけれども、この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時 3分）

（再開 午後13時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** この広報の掲載に関して、決裁を受けているか受けていないかという事についてのお答えをさせていただきます。

この原稿がドクターから上がって来たものについては、福祉保健課内では課長決裁で、まちづくり課の方に広報の掲載の依頼をします。まちづくり課の方では、全体的な広報の構成をして、町長、副町長の決裁を受けるという決裁の取り方をしております。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 取扱いとして、まず課長決裁を経て、まちづくり課の方で最終的には、町長の決裁を受けるという事ですね。当然、今回のこの記事もそういう手順を踏んで掲載されたという事ですね。そう理解してよろしいのですかね。

この記事の内容に入らせてもらいますけれども、この内容を見て、これは広報に載せた場合に、読んだ住民の方の受け止め方、あるいは影響等を考えた時に別に問題はないと、支障はない内容だと判断されたと受け取ってよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） この眼鏡のむこうについては、ドクターの医療に対する考え方、それから診療方針だとか、そういうものを町広報に掲載させていただいております。そういう意味も含めて浜中診療所所長の診療方針を、そのまま広報に掲載させていただいております。医師の考え方自体を載せているもので、この原稿等についての加筆修正等は原課では行わずに載せております。今回、実はまちづくり課の方から、このままで良いのだろうかという照会を受けましたけれども、そういう意味で、医師の医療方針を福祉保健課としては曲げる形にはならないので、そのまま掲載させていただいたという事です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 内容に仮に疑問が生じても載せるんだと、医師から上がってきたコメントなり、それはそのまま加筆も訂正も求めないで、全てそのまま載せてしまうという事ですか。僕が問題にしているのは読んだ方が単純にこの薬は危ないんだという認識になってしまいますよという事です。違いますか、この内容から行くと。そんな飛行機恐ろしくて乗れぬですよ。という事は、ジェネリックを使っている病院は恐ろしいんだと、ジェネリックというのは恐ろしいんだという事です。

先ほど診療所所長からの答弁で再三確認したのが、安全という言葉が使われたので、そこに拘ったのです。これは恐ろしいものではないのです。医師が恐ろしいと判断したから、それはそのまま載せるんだという考えですか。あくまで町の広報に載る以上、読み手の方としての受け止め方は、町もこういう考えの方針だと受取ってしまうのではないですか。それを踏まえて、今回の記事は不適切だったのではないのですかという事を、これは福祉保健課長では駄目ですね。町長答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この広報誌の関係のご質問でありますけれども、医師からジェネリック医薬品とはという事で、テーマを絞って書かれたものであります。そういう意味からすると、医師としては分かりやすい表現が、最初に書いてあった松下さらにはトヨタ、そして最後にはJALということになってきております。このジェネリック医薬品とはという事で、分かり易く書いたと思っています。

特に3段目にありましたけれども、JALの事に関して言えば、これはJALの事を言っていますけれども、JALは簡単に言えば安心した会社だと、こういうところで、

安ければ良いという事ではないよという事で、表現をしていると私は思っております。捉え方、確かに松下、トヨタ、JALという事が入っていますけれども、これはジェネリック医薬品とはという事に絞って、町民に分かりやすく表現したのがこの書き方ではないかと思っているところでもあります。

ですから、私個人からすれば、確かに企業の名前も書いてありますけれども、これは特に最後のJALの部分については、お医者さんとしては、簡単に全ての後発については、OKというのは出しづらいのではないかという事も含めての回答、表現だと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 分かりやすいですね。分かりやすく怖い薬だと受け止めてしまったと思いますよ。大変分かり易く、その一方で町としては、ジェネリックの普及を推進していると、これは全然、整合性のとれない話ですよ。浜中診療所を実際に運営なさっているのは所長かもしれません。でも浜中診療所そのものの経営というか、運営そのものは浜中町ですよ。という事は、浜中町の方針に沿った形で浜中診療所も運営されて行く方向に行くべきでしょうし、その意味で医師が、この薬は中々使いにくいんだと、今まで述べたような理由というのは、これは怖くて使えないというふうに述べております。それもあるし、その煩雑になりすぎるという中で、最終的に浜中診療所としては、これは中々使いにくいというふうに締めくくっています。それでは町もそういう考え方でよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 浜中町長としての顔と言いますか、1つ目としては、保険者として国民健康保険をやっているのは浜中町長です。そういう意味からすると厚労省から、保険者に対して、そういう啓蒙普及含めてやってもらいたいという指示は来ています。

ですからその中身、要は医療費を少しでも安くする為に、本音としては思っておりますけれども、利用している方々に啓蒙普及してくださいという事がありますから、金額が高くても良いと言ったらおかしいですけれども、これで良いという患者には、そのままにされています。安くしてくださいとは、こちらは言いませんから、啓蒙普及ですから、逆にそれは利用者の判断によるという部分が一つあります。

ですから、安くしてもらいたいという形については、ジェネリックに働きかけてくださいよという事ですから、その事についての保険者としての啓蒙普及は、町長としてや

っております。

もう一つ診療所を開設しているのは町長です。ただ医者の方には医師法の関係でいくと薬の処方箋は医師がやるものだと言われております。ただ、医師も度々こういう形で、是非そのこともジェネリックの利用も含めて検討してくださいよと、啓蒙普及を含めてやってくださいよというのは、私じゃなくて厚労省サイドから、医師会だとか、そういうところについて言っていると。ですから、その事はやった結果が、今2割3割のパーセンテージになってきているのかと思っておりますけれども、2つの顔を町長は持っております。

もう一つの診療所を開設している町長の顔は持っていますけれども、その薬を先発か後発かというのを決められるのは医者です。国も言っていますけど、医者の判断によるけれども進めてくれと、医者はその事を聞いて医者の判断でやらせてもらいます。後発医薬品を良いという事で署名したら、そのままいくシステムに今なっていると。2つの顔を持っているといいましても、1つは国からいう保険業としての医療費を下げるジェネリックを使用してもらいたいという啓蒙普及は町長はやっています。診療所としての開設者について、その医師法なり国がたくさん言ってきて、色々な事を医師の方にいつてきたとしても、その処方するのは医師だと、これは国の法律が変わって、そんなのは医者ではなく国の法律で全部薬を回せという法律を作ってしまったら、それは可能だと思います。医薬品を全部、後発医薬品になるのかも分かりませんが、法律ではそこまでいっていないのが実態であります。あくまでも医師の責任で薬は出される、そういう形になると思います。

ただ、相当、年数が経ってきていますから、後発の医薬品も使われていることも事実であります。それが段々伸びてきているんだろうと思っています。2つの顔を持っていますけれども、そういう中身です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 町長の言わんとしている事も分かりますけれども、町長この記事を読まれまして、先程分かり易く表現されたと言いましたね。分かり易く表現されたのがこれだと、僕は分かり易く取って、ジェネリックとは怖い薬だと、この記事を読んでもまずはそう思ったとします。それで今言われた、あくまで薬を処方するのは医者であると、ここで言えば浜中診療所所長小川医師であると。この病気に対しては、後発ジェネリックを使える、使えないという判断をなさるのも当然医者だと思います。同時にど

っちを使うか、仮に後発をジェネリックに変えても良いですよとなった場合に、それを先発にするのか後発にするのかの、最終的な判断は患者側にあります。どっちにするかは、自分の懐具合も考えて最終的にどっちを選ぶかは、医者があくまでも出せるのは後発に変更可というものが出来ているので、それを見て薬局に行って、自分は、これはジェネリックに変えても良いという事なので、ジェネリックでお願いしますという最終的な判断は患者がするものですけれども、そう理解をしております。

では、そうであれば選択材料は、やっぱりここの診療所でも用意すべきであると思えますし、それについて出来るのであれば説明も患者になされるべきであって、医師なり薬剤師からか、それを基に患者が判断すれば良い話であって、ここの診療所では使いにくいので、種類がありすぎていちいち調べては仕事にならないという部分もあって、僕に言わせたら、いちいち調べてくれるのも仕事です。今の世の中いちいち調べなくても、パソコンを検索すれば仮に新薬に対処されたジェネリック医薬品名というのは瞬時に分かるシステムがあるのですよ。その意味からおいても、せめて選択肢としての、機能というか、それは用意すべきと考えます。この記事を読んで町長自体は、別に危険な薬と捉えられる心配はないと判断をされたんですか。お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（山田清也君）** まず前段でお話のありました、処方箋の関係ですけれども、確かに処方箋を出すのは、あくまでも医者が処方箋を出すこと、これは医師法できちんと謳われております。

そして現在、この処方箋に関しましては、後発に変更不可という場合には署名をするという形になっております。そして議員おっしゃられた様に、そこに署名がなければ処方箋を受けて薬を出すのは薬局の開設者であります。そこはあくまでも、処方箋に基づいての薬を出すという事になっております。その時点で、後発に変えたら駄目ですよという署名がないものに関しましては、患者への説明、あるいは説明をして同意した場合は、後発に変えることが出来ますよという仕組みになっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** この先生の記事でありますけれども、先程のJALの件、これは最初に例えばとありますけれども、松下の件にしても、トヨタの件にしても、そういった意味で、これも一つの例示だと思っておりますけれども、先生の思いにつきましては、実はジェネリック、こうなると皆さんに不安を与えるという事になりますけれども、

医学会の中では、やはり新薬に比べて副作用等の情報の蓄積がないという事の懸念も、医者の中で持っている方もいらっしゃいます。実は保険者の健全な運営を期す為に、国の医療費の動向を抑える為に国は推進しております。先ほど議員さんおっしゃった様に、日本はまだ20%程度、諸外国は50%を超えるという状況でございます。その進まない理由の中に、その事例があります。これは医師会の、最後は先ほど申し上げましたけれども、先生が処方するか、しないかを判断するという事でありました。

これは、医師会の見解といたしまして、21年の12月に記者会見で医師会の方が考えを伝えたのですが、今あるジェネリックの推進に当たりまして、薬事法ですとかあるいは、療養担当規則というのがございまして、この中に定めておりまして、今言ったジェネリックの使用を考慮するように努めなければならないという改制がありました。

これにつきましての見解でありますけれども、医師会の方では、この規則につきまして、保険診療所の行動原理を否定したものであって、患者への説明の内容にまで立ち入る事は、医師の裁量権の侵害であるというような事を、記者会見で申しているという情報があります。後発医薬品の使用につきましては、そもそも医療費抑制の為に推進をされてきた経過がある、この規則につきましては、医療費及びその財源にかかわるお金の関係で、この医者の処方ですとか治療に向けた内容について、そういったものを持ち込むべきではないという見解もたたれております。

この文面につきましては、色んな取り方があると思いますが、診療所事務長の方でも押さえておりますが、ジェネリックに対する批判に見えますけれども、こんな問題があるという事で、何れ時代が変わって、今の状況の中では国が、やっぱり保険者の財政基盤をしっかりさせると、そんな意味では推進をするという事でありましてけれども、国と医療現場の医者の見解の差で、必ずしも同じ効能、同じ効用が、成分が同じでも形状が違ったりすることによって、患者に対して同じような効果が得られるかという事について、それが同じような安定した治療の方法が全く同じかという事、そうではないという懸念もある事から、先生はそういった意味で、ジェネリックに対して十分留意するという事の、この表現の中には、そういう意味があると思っております。

それから、色々ありますけれども、この受取る方の取り方でしょうけれども、先生の方は、そんな意図はないと思っておりますので、これからもジェネリックの今後の趨勢を見まして、先生が自分の診ている患者に対して、これは良いというような判断をされましたら、最良の医療サービスを提供するというのが、色んな修正あると思っておりますので、

そんな事で今後の推移を見ながら、先生の対応も変わるのではないかと、現状ではこういう考えに立っているという事に関しての、医者の方の立場だと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 時間がありませんので、最後確認をさせていただきます。

まず、広報誌のこの記事の在り方、今後とも同じ方向で、仮に表現等に疑問が生じた場合でも、このまま載せるという方針で行くのか。

もう1点、診療所で仮に患者の方から、先生これジェネリックに変えられないでしょうかという相談があった場合に、その対応の仕方というのは、ここに書いているとおりで、ここでは難しいですよという対応を取って、その選択肢を奪ってしまうのか。その2点だけお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（山田清也君）** 患者の方の後発医薬品の取り扱いについて、お話があった場合どういう対応をするかという御質問でございます。対応できるものは当然、先ほども申しました様に、処方箋を出しておりますので、対応できるものは対応していく、そういう考え方でこれからも行きます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 広報の取り方で解釈でございますが、そういった先生の意図は違う解釈をすると、行政で言えば色んな施策につきまして、色んな御批判もあったり考え方もありますので、それは一つの広聴という部分ですけれども、それを持って、それをまた受けて、それからまた発信するという事がありますので、この事実につきましては、先生にお話をしまして、こういう取り方があるよと、したがって不安感も町民の方々が覚えるよというお話は、お伝えしたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。質問に対して簡潔にお答えいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、新年度予算の重点事業の査定についてであります。先の9月定例議会で予算編成方針に重点方針を定め、各課長等に通知すべきではないかと質問をさせていただきました。結果、25年度の予算編成方針に重点事業が箇条書きで示されておまして、そ

の対応の早さを評価するところであります。この重点事業が優先して、予算化する事業になるのだろうかという疑問が残る訳でございます。町政執行の主要テーマである地域を支える地場産業の振興と、災害に強いまちづくりというテーマ、これに関しては産業振興の事業が箇条書きに示されておりません。防災対策については、起債はあるものの、その内容について具体的に示されておりませんが、そこでお尋ねをしていきたいと思っております。1点目の重点事業の防災対策事業の内容について説明をいただく前に、ちょっと確認をしておきたいのですが、予算編成方針の重点事業として掲げられた事業については、25年度の実施に向け、その必要性和内容を十分精査、検証の上、予算要求をするよう担当課に求めたものと解釈しているのですけれども、そういう事によろしいですね。町長から各課長に、こういう重点事業を今年度やる予定ですと、ですから担当する課は、その内容を踏まえてあげてくださいという事で捉えて良いのですね。まず、その点お聞きします。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 例年この事につきましては、お示しをしていない中で、原課からの積上げで出てきたものについて予算でヒアリングして、それで予算措置に繋がるか、繋がらないかという判断をしておりますが、今年は先ほど申しましたように、防災は数限りなくあるだろうと、後の大きい項目については、過去の重要課題であったという事から、先ずは25年度の予算化に向けまして、それぞれしっかりしたデータをもって、予算要求してくれという意味も込めてお伝えをいたしました。財源等の関係もありますから財政との調整が必要ですが、思いとしてはそんな事でありませぬ。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 重点事業の内容について、今副町長からお答えがあった事を踏まえて、旧予算編成方針に今までなかったけれども、今回からは重点事業として位置づけた事業について、各課から予算要求をさせるという内容の予算編成方針が、各課長に示されたと受けとめております。

そのことを踏まえて、各課からの予算要求については、今後14日までとなっているようでありませぬけれども、まだ未提出な課もあるんじゃないかと思うのですが、今の時点で防災対策事業の内容、どのような事業が考えられているのか。事業費も含めてお知らせいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられましたように、現在、新年度予算の編成作業中でありまして、1つの手法として、今原課でそれぞれ新年度実施したいものを取りまとめ中でありまして、これから予算の財源諸々の事情によりまして、必ずしも新年度に当初予算で計上できるかどうかにつきましては、現時点で防災を担当している者としては、お答え出来ませんが、基本的な考えと申しますか、その部分についてお答えいたします。

御承知のとおり、昨年、東日本大震災を受けた事によります教訓、それから更には本年6月28日に北海道より公表されました、巨大地震による新たな津波浸水予測による津波高の関係、それらの予測を見まして、やはり基本的には一刻も早い住民等の避難を軸とした対策というふうになると考えております。

それで現在、考えている事項といたしましては、8項目考えております。1点目といたしましては、やはり避難をする為の軸としての避難路の関係です。避難路、それから避難道路と色んな表現の仕方がありますが、今考えているのは避難路4カ所の調査設計、それが当初予算に計上できれば良いかと考えております。その間に避難路としては、他にも4カ所程、検討している部分がありますけれども、それにつきましては、まだ検討中という事で考えております。

それから2点目といたしましては、やはり避難に繋がる情報をいち早く知らせるという意味では、防災行政無線の確保と言いますか、本庁舎にあります防災行政無線の本機の機能を津波の心配のない高台に移したいと考えております。それからその他に、住民等にお知らせするという事では、屋外拡声器の増設を、1カ所350万円～400万円もしますので、全部出来るのかどうかは分かりませんが検討しているのは10箇所程と思っております。それから小学校、中学校、特に海岸線全ての小学校、中学校に言える事ですが、特に海岸線も含めて、いわゆる家庭についています個別受信機が、学校には職員室にしか付いておりませんので、緊急時の情報という意味では教室にも必要なのではないかと、この辺は、まだ具体的に教育委員会の方とも協議をしておりますけれども、以前からそういう要望もありましたので、その辺も検討していきたいと思っております。規模にしますと、学校では70台近くになりますし、その他、学校ばかりではなくて、主な事業所の事務所は付いているのですが、個別受信機、例えば加工所的な所には、今まで付けてなかったという事もありますし、そういった部分も含めて80台強くらいの、個別受信機の設置を考えております。

それから、津波等の規模にもよりますけれども、一般電話の通信が途絶えた場合に備えて、携帯電話も現在、浜中町では衛生携帯電話が2台ありますけれども、更に2台なり3台なり増やして、例えば利用は茶内・浜中支所ですとか個別の地域とかにも置ければ良いなと考えています。

それから3点目といたしまして、避難した後の避難場所、例えば建物のある避難施設は地域によっては高台だけしかない場所もありますので、そういった事も含めて、そこに備蓄の食料ですとか、防寒するものですとか、暖房のストーブ的なもの、そういった物を確保する為に、備蓄倉庫の設置も考えておりますし、倉庫まででなくても大きめのコンテナを備蓄倉庫代わりに、倉庫を建築するよりも割と安く済むのかという事で、備蓄用のコンテナの設置も8カ所程計画しております。ただ、全部出来るかどうか、先ほど言った様に分かりません。

それから4点目としましては、以前から言われている事ですけども、それぞれの避難場所それから避難施設に、例えば津波であれば津波の避難施設ですよとか、避難場所ですよという表示がありません。そういった看板等の設置も考えておりますし、それから、そこまで行く為のルートを示す看板も7カ所程検討しております。

それから5点目といたしましては、それらに付随しまして、この度の大雪で室蘭の方で大変な被害ありましたけれども停電した場合に、避難路にしても避難施設にしても避難場所にしても、夜間に停電したりした場合には目印と言いますか、看板を含めて普段は太陽光で発電していて停電した場合には、1日とか2日間はせめて照明ですとか案内ですとかという意味で、ソーラー発電付きのLED街灯とかの設置を検討しております。

今、既に霧多布は、上皇寺さん脇の避難階段の所に7灯ほどソーラー発電の街灯を付けておりますので、電気が停電になっても照明が出来れば良いなと考えております。

6点目としまして、これも相当予算的には1つの設備で3,000万円から5,000万円くらい掛かる事が予想されておりますけれども、避難路ですとか、橋とかの状況を確認できるカメラと言いますか、モニターそういったものを設置したいと予定しております。出来れば5カ所とか6カ所と担当としては思っているのですけれども、具体的に言いますとMGロードの様子とか、それから琵琶瀬橋付近の様子とかをモニター出来て、スピード的にうまく行くかどうか分からないのですけれども、それによって避難情報もMGロードは安全ですとか、琵琶瀬の橋は大丈夫ですという情報が発信できれば良いなと、ただ、これも先ほど言ったように2台付けても4~5,000万円という予算

規模になりますので、色んな補助金とかが使えないかどうか、今、検討中であります。

7点目といたしましては、ゆうゆ付近の駐車場が、どうしても足りないという事で、近くに駐車場を少し確保したいと考えております。

それから8点目としましては、前からドクターヘリ関係でも要望をされているのですけれども、災害時ドクターヘリも使いますし、それから救援の活動の自衛隊さんですか、北海道のヘリコプターが使えるような、きちんとしたヘリポート、今ドクターヘリはあちこち着陸地点を決めてきちんと活動をしているのですけれども、そこにマーク、そういったものも付いていませんので出来れば、ヘリポートのマークを何か所か設置したいと考えております。予算的に金額的にあげてくる部分を8点ほど申し上げましたけれども、その他、予算的には上がってこない、色んなソフト的な対策も考えております。例えば、避難訓練の見直し関係とか避難計画の作成とか、そういった予算計上ならぬものといったものも、多少考えておりますので、その辺は省略いたします。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 大変詳しく答えをいただきました。金額については査定の結果によると思いますので、私もその通りだと思っております。その内容については、避難路の調査設計をするという事、あるいは情報伝達の防災無線の関係、屋外拡声器、個別受信機、衛星携帯電話、避難所への備蓄倉庫、コンテナ等の関係、それから避難施設への表示、ルート、看板、停電のソーラー発電、それから避難所への安全かどうかを確認できるモニターの設置、それからゆうゆ付近の駐車場の確保、ドクターヘリのヘリポートというような内容が出てきていると思います。理解いたしました。

それで10月5日から11月29日まで、まちづくり懇談会がありましたよね。その中で各地域から要望、意見等が出てきた中から優先するものを挙げたんだと思っておりますけれども、言われたとおり防災対策で一番重要なのは、まず率先避難すること。そして避難道の確保だと思っております。私は最近よく住民の方から聞くのですけれども、霧多布市街地であれば徒歩で逃げる方に、一番無理が掛からないのは役場のこの裏山だというふうに言われています。ですから階段を使わなくても十分歩いて避難が出来るような状況だと聞いていますので、そこに照明灯や手すりを付けるというふうにすれば、仮に出来るとすれば、3本目の避難道が出来るのかと思います。それと車で避難する住民の情報伝達という事で、まさに6点目に言われたモニターの設置ですね。私これは絶対

に必要だと思うのです。ですから、そういうことが計画の中に盛り込まれそうだという事で、是非、予算化をしていただきたいと思っております。

ただ、結構投資的な事業というのが少ないように思われます。たまたま今回モニターの設置だけでも4～5、000万円掛かるというような話ですけれども、今、財政調整基金については年度末で10億円を超えるという形ですし、備荒資金の超過納付についても2億3,000万円位になるはずですよ。その内の例えば、事業をするという事で補助率が3分の1で起債が75%付くとすれば、一般財源1億7,000万円で10億の事業ができるんですよ。仮に一般財源が3億4,000万円で行くと、20億円の事業ができる。だから一般財源で、それに尚かつ起債が例えば地域防災基盤整備事業債、これは充当率75%ですけれども、これの交付税歳入70%ありますから、そうするともっと少ない一般財源の持ち出しで事業が出来ると、もうそろそろ机上の計算をしたりするのではなくて、インフラにも取っ掛かるべきではないかと思うのですよ。この役場庁舎についても、7日の午後5時18分ですか地震があつて相当揺れたと思うんです。あちこち罅が入っているし、本当に喫緊の課題で、この庁舎も直さなければいけない、そうすれば今ある財調のうちから3億円くらい建設基金として積んでおいて、毎年5,000万円くらいずつ積み立てるとすれば、平成30年頃になって6億円くらいになるんですよ。そしたら、そういったお金を使って庁舎を建築し直すだとか、そういう具体的に調査設計を盛り込むというような形で進んで欲しいと思うのですけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** 財政調整基金の残高が10億円に届こうとしているというお話と、それから備考資金組合の超過納付金も含めて13億円になろうとしているという事で、いわゆる貯金というのが飽和ではないのですけれども、良い時期ではないかと、そろそろここで積み立てを崩してというお話でございます。

まず、その財政を担当する立場としては、やはり過去に積んであった位置まで、財調を戻したいというのがここ数年の目標でありましたし、そういった意味で備荒資金組合の一番多かった時代は5億数千万円の時代もありました。財調は過去の数字から見ると平成24年度末、今最も高額な額になると思いますけれども、まさに議員おっしゃるとおり、今、防災対策が喫緊の課題でございます。この財調を出来るだけ有効に活用して、課題に答えていかなければならないというのも、事実だと認識しております。また庁舎

の建設につきましては、これは具体的に何時どの時点から基金的なものを積み立てると  
いう事の構想は全く今の段階ではございません。

ただ、ご存知のとおり消費税が廃案あるいは凍結にならない限り増税になりまして、  
平成27年度には10%になる訳でございます。そうすると、この増税部分につきましては、  
社会保障費に充てるという事でありまして、この増税に伴う地方の交付税  
が増える事もこれは確かでございます。ただ、地方と致しましても独自の社会保障事業  
がありますので、その社会保障事業に向けた余力が出れば、まさに、その庁舎建設の為  
の基金の造成に着手する時期ではないか考えてございますけれども、今議員おっしゃっ  
たように平成25年度から、3億円積立ててさらに毎年5,000万円というような具  
体的な話は現段階では出来ないと認識しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 大変詳しくお答えをいただきました。それで結構だと思います。  
もう一つ防災関係で、私どもの喫緊の課題だと言っています避難施設の関係ですね。こ  
れについては、先ほど1番議員からも出ましたけれども、霧多布高等学校の屋上を避難  
施設に出来ないかという質問もありました。これはやっぱり調査設計くらいやった方が  
良いんですよ。私どもが要望している地域に避難タワーを造ってくれという要望につい  
ても、初めからやる気はないですね。というのは琵琶瀬地区に34.6メートルの津波  
が来る琵琶瀬湾が10メートルの高さで、それに20メートルのタワーを造って果たして  
良いのでしょうかと、安全の保証は出来ないから設計も調査もしないという、そういう  
言い方をされて来たんですよ。それは実際やっぱり設計をしてみて、こういう構造でな  
ければ出来ない、これだけお金が掛かるからちょっと無理だと、将来の投資としては、  
そうじゃなくてやはり道路を先に直した方が良いだとか、そういう対案を示してくれな  
いと、地域としては納得行かないのですよ。

特に、湿原を走る道路については、一般の道路よりも液状化現象が激しくて直ぐに壊  
れやすいという、そういう結果も報告されていますから、ですから地域に残る新川俗に  
いうチリ部落ですね、それと仲の浜、川中琵琶瀬の地域については400人の人口が居  
るんです。その方々の逃げる場所が無くなると。例えば液状化現象で道路が、これは何  
回も議会で一般質問もしていますから分かっていると思うのですけれども、そういった  
部分で、やっぱり今は少しインフラの整備をきちんとすべきではないかと私は思うので  
す。

ですから、その辺も頭の隅に入れておいて欲しいと思います。それと23年の6月定例会で一般質問もしていますけれども、ライフジャケットの活用については、有効だというお答えをもらっています。もし400人居る地域に、そういう避難施設が無理だとすれば、当面ライフジャケットを配付するとかという事も、ソフト面では必要じゃないかと思うのですけれども、その辺だけライフジャケットの件だけ取りあえずお聞かせください。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（上田幸作君）** ライフジャケットの関係だけという事ですが、当然、防災対策室にも以前から、そういうお話も受けておりますし、ライフジャケットそれから避難カプセル、それから避難タワー、避難ビルの色んな事につきまして、まだ検討中でございますけれども、ライフジャケットにつきましても、津波浸水予測説明会の場でも結構御意見があります。議員おっしゃるように全員に配ったら良いのではないかという意見もありますし、それよりもライフジャケットくらいは自分で買って、道路整備を一生懸命やってくれというお話にもなります。そのライフジャケットにつきましても、現在、内部で検討中であります。海岸線の対象者に配ったら良いのか、それとも購入する為の助成、例えば2分の1補助だとか、3分の1補助だとか、そういう助成制度を作ったら良いのか、もしくは前段色んなお話がありました、霧多布中学校、霧多布高等学校生徒の関係には、あらかじめきちんと準備していた方が良いんじゃないかという、色んな内部的に調整中ございまして、今ここで、こうします等という事は言えないのですけれども、そういう事で御理解をいただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** ライフジャケットの部分については、提言というふうに受けとめていただきたいと思います。霧多布中学校、高校等に配備して置くというのも、本当に必要な事ではないかなと思っております。そんな意味で、調査設計の部分について、真剣に検討いただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。産業振興に関する事業については、産業団体の長と町長が直接、膝を付け合わせて喫緊の課題を話し合っ、共通認識の上に立って予算措置される事になると思いますけれども、それぞれの農協・両漁協の組合長、それぞれと事前協議をされたのか伺いたいと思います。まだされていないとすれば査定が終わる1月中旬までに面談する考えがあるのかどうか。その辺もお聞かせ下さい。

9月定例会の私の質問に対する回答は、これから産業経済団体等を協議していくという事でしたので確認をさせていただきます。なお、多分各原課の方から、重点事業として上がってきていないと思うのですけれども、重点事業以外の、特に必要と思われる事業については、必要性和優先度を考慮して予算要求を求めると、予算編成方針に書かれております。ですから今の時点で、どのような事業が要求されているのか伺いたしたいと思います。特に地域を支える地場産業の振興ですから、農業、漁業の他商工や観光も関係するのかと思っておりますが、その辺をお知らせいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（佐藤佳信君）** それでは水産の方からお答えをいたします。産業団体の長と、町の理事者との事前協議でございますけれども、特に実施してはございません。それと要望事項でございますけれども、現在、両漁組さんから要望の取りまとめ中でございます。その内容につきまして確認し、内部的に協議をして予算要求に向けて行きたいと思っております。

それと、現時点での予算要求でございますけれども、継続事業が主なものになるかと思っております。まず本町の、太宗漁業であります昆布資源の増大を図るための支援、それと漁業後継者の研修や管内水産種苗センター運営の支援、産業振興資金の貸付や、漁業制度？資金の利子補給等になるかと思っております。水産からは以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 農業関係についてお答えをいたします。予算措置に当たって、産業団体の長と理事者との事前協議につきましては、特に実施されていない状況であります。担当と致しましては、新年度予算要求に向けた様々な課題については、実務担当により、様々な色々な場面で産業団体との意見交換、協議を通じて事務を取り進めているところであります。

また、農協等関係機関団体と連携して、その重要度、緊急度に応じて予算に反映しているところでございます。また、現時点での予算要求につきましては、農林業の振興策として継続事業、これを重点的に取り組む事を考えております。主としては支援策という中では、各種の農業団体への運営費補助や生産の基盤であります草地整備や、農道などの農業基盤整備事業の推進、それから新規就農者への支援、あるいは産業振興資金によ乳用牛と、家畜購入資金貸付やエゾ鹿などの有害駆除対策、こういった農林の関係の予算措置を講じたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 商工業の振興対策についてお答えをさせていただきます。商工業につきましては、先ほど水産そして農林の方からありましたけれども、事前協議についてもしておりません。例年年末において各会長さん初め、役員から拝聴いただきながら、その予算の要求をしておりますので、これも本年においてさせていただくという事で、年末の中で協議をさせていただく形をとっております。

それに付随して、担当課としては商工会との協議は既に終えておりますので、事務方との中で協議した事を予算反映して行きたいという事で今進めております。特に、次年度の予算要求については、先ほど来からお話をしている水産、農林と同じ様に例年通りの予算を継続して行きたいと思っております。商工会の運営費の助成、それと合わせて消費流通対策としてのプレミアムの商品券の発行、更には商工業の基盤の安定を目的とした機器等の購入への産業資金貸し付けや、中小企業融資等による補償料への助成等を予定しています。

また、農・漁業の地場産品の付加価値を上げるという形の中で、地域産業活性化奨励補助金も継続して実施をして行きたいと思っております。合わせて観光の振興については、観光協会と密接に連携をしておりますので、その団体への町内への観光客の増大を計る意味の中で、例年通りの予算計上をしていくという予定をしておりますので、御理解の程をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） それぞれの担当課長の方から説明をいただきました。ありがとうございます。まだ予算が正式に決まった訳じゃないですけども、継続事業が多いなと思っております。当然そうなるだろうと思うのですけれども、新たに是非こんな事を考えているという原課として、こんな事を考えているという奇抜なアイデア、そういったものというのは上がって来ていないような気もいたします。

町長にお尋ねしたいのですけれども、先ほども言いましたけれども、予算編成の査定が終わる18日までに産業団体の長と会う考えはあるのかどうか。特に浜中漁協の場合、組合長も変わっていますから、そういった意味では、膝を付け合わせて今抱えてる課題そういったものをちょっと擦り合わせるという形、事務的な部分は担当課長が当然やると思うのですけれども、その辺の考えがあるかどうかだけお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

**○町長（松本博君）** お答えいたします。お話ありました漁組の組合長さんとのお話でありますけれども、私はそうでもないのですけれども、組合長さんが大変お忙しい方であります、日程調整というのが大変難しいのでしょうかけれども、この間、農協の組合長も漁組の組合長も含めて会う機会は何回もあります。その中で、今までここ数年、私も助役、副町長、町長となって来ましたけれども、その中で提案があった時には、一生懸命聞いて、そしてまた意見交換をしながら産業振興をやってきたと思っています。これからのスタイルは曲げる気はありませんけれども、特に年末には商工会ですとか、それから年が明けたら観光協会と直接会う機会がセットされていますけれども、経済団体の3つの組合員については、その都度やっていきたいと、やろうと思っていますし、時間は直ぐに取れると思っています。

ただ現実には、原課が直接この間しっかりその団体と協議しているというのも事実であります。そのことを踏まえて、やっていますから今後も、その方向で強力に進めて行きたいと思って、それが地場産業の振興にしっかり繋がって行くだらうと思っていますので、宜しく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 基本的方向が示されましたので理解をいたしました。関連してですけれども、それぞれの議員が今までに一般質問をして、一般質問で積み残されている課題というのが、あると思うんです。そういった課題について、新年度で予算措置をするという考え方に立っていただきたいのです。

是非、その事はもう一度、平成23年度以降の新しい議会体制になっての一般質問を振り返ってみて、未決事項があると思うのです。そういったものについて、きっちり精査をして対応していただきたいと、特に道道1の通りの緑化推進、これらについては、旧土現所、今で行くと振興局の建設管理課ですか、そこと事前にきっちり調査、打ち合わせをしてからでないと作業は出来ないと思います。ですから、そういった部分も含めて積み残しのないように精査して予算を作っていただきたいと思っています。

次に3点目の質問に入らせていただきます。予算査定は昨年と同じ時期で実施されるようであります。各課長、係長等からの説明を受けるヒアリングに対して、副町長が同席して査定する姿勢が求められますが、今回はどう対応するのか伺います。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** 予算査定のあり方に関する御質問にお答えいたします。

従来、予算ヒアリングは新年度予算、補正予算を問わず副町長が主体となって進めて参りました。新年度予算につきましては、期間も相当永きに亘ることから、副町長のその間の公務は大幅に制限される状況でありました。また公務により、副町長が出席出来ないヒアリングにつきましては、中断を余儀なくされ結果的にヒアリング期間の長期化に繋がり、最終取りまとめである町長査定までの時間的な余裕が持てない状況にありました。

そこで、平成24年度の予算査定につきましては、新たな試みといたしまして、基本のヒアリングにつきましては、財政担当で集約し政策的な事項につきましては、別途理事者ヒアリングという形の中で町長、副町長、各管理職、そして税財政課長で2日間の一定を持ちまして、議論を尽くし最終の予算案として取りまとめたつもりであります。この事は近隣市町村の手法も参考にしながら施行した訳でございますが、決してこの方法が最終型であると思っている訳ではございません。今後につきましては、昨年尽くせなかった部分を補いながら、副町長主体で柔軟に対応するよう進めて参りたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** ただいま税財政課長から昨年の予算査定の状況、それから今年度に向けては、副町長を中心に査定をして行きたいという前向きな答弁がありました。私が何故このような質問をしたかといえば、事務分野を仕切る副町長が各課のヒアリングをする事によって、それぞれの課が抱えている課題や問題点、人的配置を含めて検証する事が出来る良い機会だと私は思っているんです。

そして尚且つ、予算を作るのは実質的には係長ベースなんですね。係長方が副町長を前にして発言出来る場というのは限られているんですよ。そこで副町長は、きちんと副町長なり理事者は係長なり係が作った予算について評価をすると、そういうことで職員自体のやる気を起こしたり、人材を育てたりすることが出来るんです。

ですから、そういったプラス面を大事にしていきたいと。確かに今言われたように公務が制限されたり、長期間出張だといった場合に穴が開くという事もあるかも知りません。それ以上に、これは大事な事だと私は思うのですよ。そして、これも一般質問で質問しておりますけれども、来春ですね、折り返し面に機構改革をするという話もされていますから、来年は機構改革されるのだらうと思っておりますが、その時に有能な人材をきちんと見分ける、そういう事もこの査定の中で出来るんじゃないかと思っているか

ら、私はこういう事を聞いたんですよ。ですから、そういった視点を含めてヒアリングする考え方を持てるかどうか。その辺、副町長からお答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 昨年、私が就任した折に、それまでの経過を踏まえまして財政担当は、一つの試みとして先ほど申しあげました公務と重なり、ヒアリングが出来ないという事を鑑み、変えたということで就任時早々に、そういう事で乗っかってきたのですが、おっしゃったように非常に職員を掌握する意味では、あるいは課題と掌握する意味では、非常に重要な事だと思っておりますので、まずもってテーマであります地場産業の振興と災害に強いまちづくり、これらの実現に向けまして、特に係長さんの仕事ぶりや熱い思いを感じながら、将来に繋がるようなヒアリングをして行きたいと思っております。機構改革もそういった意味では、人材を見るという評価するという意味では、非常に重要だと思っております。

ただし私は、予算のヒアリングの場を持たなくても、若い係長さんですとか職員とは常にやりとりをしているつもりでおります。その中には、仕事が100%と分けてはおりませんので、そういった意味では、予算のヒアリングで仕事の課題、そしてそれに取組む職員の姿勢をしかと見届けたいと、この様に思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 最後に、町長からお答えをもらいたいのですけれども、改めて聞きますが、来春は本当に機構改革、大課制も含めて今の主幹制度含めて、やる予定でいるのかどうか。その辺だけ確認して、私の質問は終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 回答させてもらいます。来年4月に向けて、議会が終わってから早急にその事を詰めていきたいと、一番大きいのは人的な事だと思っておりますけれども、それに伴って機構改革も含めて進めていきたいと、その決意で議会が終わり次第、また進めて行きたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 発言通告に基づいて質問いたします。私は平成22年12月議会で釧路管内一番、道内で8番目に高い浜中町の国保税について質問をいたしました。しかし、剰余金は減税財源に充てていると言われておりますが、大きく減税されたとは

今まで到底思われない状況にあると思います。医療も基礎賦課分、介護納付金分、後期高齢者支援分等含めた国保税は、平成21年度以降、1世帯当たり30万円を超え、依然として管内トップの位置にあります。しかも、平成20年度からは、毎年1億円を超える剰余金が次年度に繰越されております。重税感は解消されていないのではないか、これが率直な実感であります。充実した医療施設のない浜中町では医療費の他に余計な出費がかかり、国保税の引き下げは切実な問題となっているのではないのでしょうか。以下質問いたします。

まず、国保会計の剰余金は、次年度に繰り越して減税財源に充てていると説明されております。平成20年度からは1億円を超える剰余金が毎年度出ております。この主な要因これは何でしょうか。また、減税財源はどのようになっているのか。年度毎に示して説明を願いたいということでもあります。よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 国保会計の剰余金についてお答えをいたします。主な要因は何かという事でございますけれども、4年間概ね共通して言える事は、歳入においては、国保税、国・道支出金等が予算に対して収入増となっております。これらの予算計上にあたりましては、過去の税の収納状況並びに医療費の支出の状況を勘案して、その予算計上をしておりますが、幸いにして税においては、収納努力もあり収納率が予想以上となり国・道の支出金についても、療養給付費及び財政調整交付金等が予定以上の交付となったものでございます。

一方、歳出においては、保険給付費が予測より少なかった事と、その事により予備費を使わずに済んでいるという事で不用額となっております。歳入における税収や国・道支出金についても、歳出の保険給付費にしましても予算計上にあたっては、予測をもって計上するものであり、特に国・道の財政調整交付金については、一定の算出根拠があるものの、それぞれの市町村の国保会計の運営状況によりまして交付額が、変動するものであり、また医療費につきましてもインフルエンザ等、疾病の流行により大きく変動するものなので、正確な予測は大変困難なものとなっております。このような事から歳入に当たっては、歳入欠陥を生じないように確実な金額で、歳入においては、予算不足を生じないように、余裕を持った金額で予算計上をしている関係もあり、このような剰余金となっておりますが、決して最初から見込んでいた訳ではなく、結果として1億円を超える剰余金になっているという事でございます。

次に、減税財源はどのようになっているかという事でございますけれども、減税財源につきましては、それぞれ前年度剰余金から国庫負担金等の精算還付金と予備費充当分を差し引いた分が減税財源という事になりますけれども、平成21年度は3,953万9,000円、平成22年度は1,811万1,000円、平成23年度は8,087万円平成24年度は9,038万3,000円となっております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 予測できないから、それを見越して予算を組むという事であります。平成20年度以降、1億円を超える剰余金、これは実際に平成17年の医療分の減税を見ても、金額は医療分の保険税が26万4,222円ということであります。平成23年度では19万4,303円となっております。これで一世帯当たり7万円の減税になっているということが、ここから言えるのではないのかと思うのですが、この財源は計算しますと約1億円近いものになっている。

しかし、20年度以降剰余金が1億円を超えるものにはずっとなっているのですね。これは減税したけれども剰余金が出る、その剰余金は何処が負担しているかという問題があるのではないかと、その主なものは医療給付費、これがどのくらいになるかによって保険税が決まってくると説明されたと思うんです。そうしますと、医療分の調定額、ここが大きなポイントになるのではないかと思うのです。それで私なりの計算をしてみると予算現額、これは補正を組んで決算の時の現額ですが、予算現額で調定額割ってみたのですが、1番高い時の17年が119%、要するに調定額には19%高いという事です。それから低い時が最低で平成12年度ですか、これが110%くらい。要するに10%以上調定額が予算減額より高くなる、こういう予算の組み方がされているのではないかという事です。これは私の計算が正しいとか正しくないとかは別にしましても、こういうふうに似て来ると調定額というのは、6月頃に決められると思うんです。確定してそれが基本になって保険税が決まるという事になるのですが、こう見て来ると、調停額の決め方が大きなポイントになると思うのですが、その点はどうでしょう。

今、予備費だとか不用額だとか出されましたけれども、後で私も触れますけれども、大元の部分の調停額というのは、この組み方は正しいのでしょうかという事です。その疑問があるのですが、そういう点で今回20年度から剰余金が1億円を超すと、しかも減税もやっていますよと、尚かつ剰余金が出ていく点になりますと、これは予算の組み方に問題はないのかと疑問が湧くのです。その点は、どのようにお答えになりますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 保険税の調定額の見方ですけれども、3月の当初予算時におきましては、大体予想調定額の95%という事で計上しておりますけれども、6月の所得が確定した段階で変わる訳でございますけれども、予想の段階では、その年の国保会計の支出の総額が例えば15億円掛かるとします、そのうちから国・道支出金等のいわゆる特定財源ですか、特定財源を差し引いて、例えば特定財源が10億円とします、それで差し引いた5億円から剰余金、例えば1億円としますと、1億円を差し引いた4億円を国保税に求める事になります。この剰余金が無かったとするならば5億円を国保税に求めなければならぬという事になりますので、そういう意味では、確かに1億円繰り越して、更に次の年に1億円を繰り越しているから減税にはなっていないだろうと言われるかも知れませんが、当初予算での繰越しと言いますか、剰余金があると、あくまでも予備費で見ている3,000万円前後、このぐらいが残れば良いのかなというように感じで予算編成しております。それで結果として、先ほど申し上げましたように歳入が増えたあるいは歳出が減った、その積み上げが剰余金として出ている訳でございます。この国保税の調定の話が出ましたけれども、決算上ですけれども、予算上では3月に再調整させていただいておりますけれども、例えば平成20年度では予算上では94%の収納率を見ておりますけれども、決算としては94.9%、21年度が95%の収納を見込んでおりましたけれども、96.6%、22年度は96%に対して96.7%、23年度は95.7%に対して97%、予算計上額以上に収納はあります。そのような事から繰越金が増えてきているような状況で、結果として1億円が残るという状況になっておりますので、決して最初から調定を多く見ていたという事にはならないかと思えます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 20年以降、毎年度1億円を超える剰余金が出ているという事ですね。減税をやっているけれどもという事は、今の説明ではちょっと解決できない問題ではないかと思うのです。私はそういう点では率直にシビアに予算を見て行く必要があるのではないかと、お話があった平成23年度の決算の不要額、これは7,000万円くらいあるのです。そのうち保険給付分これは3,100万円位、これは1世帯当たり2万円減税に相当する額、それで予備費が3,600万円、予備費組んでいませんから結果的に3,600万円出たという事でしょう。それで合計すれば7,000万円

近くなるという事ですね。ここに問題があるのではないかと。しかも保険給付分、ここに不用額が半分ぐらい行っているという事になりますと、この部分をどうするかというのは、予算を組む時の大きな問題点だと思うのです。12億円くらいの総予算の中で10%後の剰余金が出るというのはどういう事かなど、ちょっと考えられないんじゃないかと思ったものですから、その点を明確にしておきたいと思うのです。

それは調定額というのは、国保税の額が決まる要素を持っている訳ですよ。結局そこがどんどん高くなるという事は、被保険者に負担が掛かるということになると、如何に負担を少なくするかというのが全国的な大問題になると、それは何故かという事ですね。これは国の負担分があります。これは、どんどん変えられて来たという経緯がある訳です。それを見てもみますと、最初は医療費の50%、それが45%くらいになりました。更に最近給付額の50%だと、給付額というのはどうかというと、窓口負担が3割あると、それを除いた残りの70%です。その5割掛け、そしたら35%でしょ。45%から35%に下がる、だけど出産の一時金だとか色々な補助がありますから、それを差し引いたとしても38.5%くらいの負担で、国の負担ぐらいになります。後は全部国保税で賄わなければならない、そういう仕組みになってきている。それは御存じだったと思います。要するに掛かった分は、全部被保険者で負担してくださいよと、国はどんどん負担する分を減らしますよと、これで計算したら6.5%くらい国が下がっているんです。その6.5%は国保税に被保険者の国保税が負担してくださいと、こういう仕組みになっているんじゃないですか。その辺りはどう説明されますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 国の負担が下がってきているから、国保税の方に負担が増えてきているのではないかというようなご質問だと思いますけれども、大きな中では確かに、そのような事はあるのではないかと感じておりますけれども、その辺の詳しい中身まで、分析しておりませんでしたのでお答え出来ません。すみません。

○議長（波岡玄智君） 答弁に時間を要しますので、この際、会議を一時中止します。

（中止 午後 2時34分）

（再開 午後 2時42分）

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 先ほどの御質問ですけれども、議員おっしゃるとおり何度

かの制度改正を経て、国の補助金は確かに若干減ってきてはおります。最初申し上げましたように、総体の予算から国・道支出金等の直接財源を差し引いて、剰余金等を引いて残りを税に求めるという意味では、そういう国庫支出金が減ったという事は、税に負担を求めているという事になろうかと思えます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 国が見なければならぬ部分をどんどん減らして来たと、医療の改悪をしながら、その部分を被保険者に負担させていくという事が通っている訳です。

だから自治体の中で法定外繰入を一般会計からせざるを得ないのです。それが70%以上に達しているという事態ですね。確かに今さっき御説明のあった、収納努力をして浜中はトップクラスの収納率を上げています。だから、剰余金が出るんだという説明では納得いかないのです。そういう面ではやっぱり、きちんと見て行く必要があると。不用額の内の医療給付の部分が、どのぐらいの不用額で、年度推移はどうなっているのかというのを、まず見るという事と、予備費というのは年間、年度毎にどのぐらいの推移をしているか、毎年3,000万円も4,000万円も予備費がなければならぬ事になっているのかどうか。これを見れば、歴然とするのではないですか。そうしますと、予算を組む時に、もう少し組み方があるんじゃないかと思うのです。

これは私の考えかも知れませんが、そういう組み方をすると、もう一つは法定外繰入、前町長の時は、これはやるべきではないという考え方を示されたんですね。だけどこれだけ国の補助が削減されて行けば、どうしても保険者である自治体が55%以上の加入者、住民の55%の人達が入っている国保税、国保これをしっかりと支えていく必要があるんじゃないですか。その点で前町長が、それはしないというふうに言われたんです。しかし、この推移を見ればはっきりすると思います。法定外繰入をしない時点から、毎年剰余金は増えて、そして国保税は医療分それから支援金、それから後期高齢者分、これを総合した額は毎年高くなる。決して低くなってない限度額も上がってきています。

だから、実際に被保険者側としては、重税感はひしひしと感じる訳です。それで内容が分かりませんから、残ったお金は減税に充てられると思うのです。しかし、減税をしたけれども残っている剰余金が出る、毎年高くなって、こういう事態というのは丁寧に説明しておく必要があるし、法定外繰入をするのは間違いないという考え方を改めるべきではないかと思えますけれども、その点はどうでしょうか。依然として、それはやるべきではないというお考えに立っておりますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 法定外繰入の関係でございますけれども、以前から答弁をしているように、一般会計からの法定外繰入をすることによって税金、減税は出来るかも知れませんが、税の公平性、それを考えますと、あまりするべきものではないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それではお伺いします。私は前町長にも、国保法の基本理念と言ったら何ですかという事を聞きました。それは互助の精神だと助け合い制度と、こういうふうにお答えになりました。そして今、展開された税の負担の公平性これを言われました。

しかし、国保法の何処を見ても、今言われたような内容が載っておりません。新しくなった国保法は現行の国保法ですね、ここでは第1条で社会保障及び国民健康の為の制度と規定をしてという事であります。第4条では、国保の運営責任は国が持っているというふうに明記しております。

従って、国はセイフティネットというものを設けたのです。いわゆる低所得者に対する減税措置をやっているという事であります。国民皆保険の基本だと、それを保険者である自治体がしっかりと支えて行くということが求められると、しかも浜中は第一次産業の町ですから、本当に健康が第一の海で働き、酪農をしているという地帯です。命は大切であり、健康が大切であり、それをしっかり支えるという点では、自治体としての責任を果たす必要があるという事は、誰が見てもはっきりしているのではないのでしょうか。その点では、どう考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 国保制度につきましては、確かに社会保障制度の中の一つではありますけれども、税を負担していただくという点から行きますと、助け合い制度ではないかと思っております。

確かに、浜中町は第一次産業の町でありまして、町民の50%を超える方々が加入している訳でございますけれども、一般会計からの繰り入という事になりますと、その他の方々も負担している税金を投入するという事になりますので、繰り返しにはなりませんけれども、税の公平性という事から、出来るだけそういう事はしないようにしたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） もう一度お聞きしますけども、社会保障というのは国民が病気や年をとる、それから障害を持っている、あるいは死んだ、あるいは失業した、要介護になったと、その生活上の困難に直面した場合に、国とか公共団体が現金やサービスを給付して生活の安定を図る為の制度、その一つとして国保制度があるんだという事ですね。

だから、そういう面では税金を投入することは間違いだという事にはならないと思うのです。それは是非、改めていただきたいと思うのですが、100歩譲って求めたいのは、何が何でも全部を国の負担や、自治体の負担にきなさいと言っている訳じゃないですよ。必要な時に手を差し伸べるという事が必要ではないかと、それには、予算をシビアに見積もって行く、その事が重要ではないかと。今のやり方は、何が何でも法定外繰入はしないという事ですから、結局足りない分は余分に前もって払わなければいけないという制度ですよ。今のやり方だと。この分は先払いしている訳ですから、余ったら被保険者に返すというのが当たり前じゃないですか。それは出来ないのでしょうか。そうであったら赤字が出た場合には、自治体として一定の補填をしましょうと。そして、後でその対応をするという事だって出来るんじゃないですか。そういうふうには考えられないのかと。それを今、全国の70%の自治体はやっているんですよ。

だから、この釧路管内の国保税が高いところ、あるいは道内の高いところ、これは法定外繰入をやっていないところですよ。十傑の中に入る高いところは、殆どやっていないという事がはっきりしていると思います。そういう事をお調べになった事はありますか。間違いだという事はないと思うのですよ。そういう点では、大いにそれは自治体としてやるべき事ではないかなと思うんですよ。毎年毎年10%近い剰余金を出すという会計はないでしょう。幾ら何でも、それは被保険者の前分けですよ。その点ではどう考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 確かに1億円を超える繰越金という事になると、12億円の総予算に対する率から行くと、大きいのかも知れませんが、先ほど申し上げました理由によって、結果としてこのような事になっているという事でございます。

ただ、議員おっしゃるように予算編成時に、もう少しシビアに見積ったらどうだという事でございますけれども、その辺につきましては、もし直す事ができるものであれば、

見直しを掛けて行きたいと思っております。ただ、剰余金につきましては、次年度ではありますけれども、被保険者に減税という形で戻しているという事には、間違いありませんので、その辺は御理解していただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** では具体的にお聞きしましょう。平成20年度から毎年減税に充てている、減税財源は幾らになりますか。どのぐらいに推移していますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 先ほどお答えしておりますけれども、21年度は3,953万9,000円、22年度は1,811万1,000円、23年度は8,087万円、24年度は9,038万3,000円となっております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 減税財源を聞いているのですよ。年度毎の減税財源これは広報を見れば1年間に幾ら減税したと、医療分は幾ら、支援分は幾らだと、後期高齢者も幾らだと出ているんですよね。その年度23年度が幾らで、24年度が幾らと広報で出ているでしょ。その額はどのぐらいになっているか。三つ合わせたら幾らなのか。8,000万円と言ったら一世帯幾らの減税がありますか。とんでもない額になる。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 予算ベースでの資料しかございませんけれども、軽減分という事で、一般会計から繰入れしているのは、24年度の予算ベースで申し訳ございませんけれども、2本合わせて約3,660万円位という事になっております。

**○8番（竹内健児君）** 広報を見れば出ているので、後で計算しておいてください。私が調べた本ですけども、医療分に限って見れば平成21年度、これは加入世帯は1,361世帯、減税財源必要額917万2,800円、22年度264万600円、23年度2,408万5,600円、24年度は603万4,000円になります。年度毎に見ればこうなって、それを7～8年、一括で見れば1世帯当たり7万円くらいで、7,000万円の減税に掛けている財源があるという事です。

しかし、それも1億円の剰余金を出しながら、私はそこを言っているんです。全てこの余っている、剰余金を減税財源に充てている訳ではない訳ですよ。そして次の年も1億円を超える剰余金を出している。それは被保険者が前払いしているんじゃないかという事です。そこを言っているのです。誤魔化さないで欲しいのですけれども、そうで

はないのですか。私の言っている数字は違うのですか。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時 2分）

（再開 午後 3時19分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 御質問にありました前年度と比較で、例えば一世帯当たり平均が4,310円安くなったと、それを全世帯に掛けてその積み上げと、私が言った数字と違うという事でございますけれども、例えば、今年の一世代当たりの平均が当初ですけれども18万9,993円、本来、剰余金が無かったとしたならば、計算はしていないので定かな数字ではないのですけれども20数万円になるだろうと、これから剰余金を差し引いた結果として18万9,993円になっていますので、ただ単準に前年度の平均から差引かれるものを世帯数に掛けたとか、そういうものでは出てきませんので、ご理解いただきたいと思います。減税財源というのは、先ほども申し上げましたとおり、剰余金から予備費に充てた分を除いた分という数字になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 積み上げるということは、私のやっているのは計算が間違っているという事でしょうか。そういう計算ではないと言う事ですか。いずれにしましても状況としては、前もって払って行くという点には間違いがないと、そういうものじゃないと後払いという事はあり得ないと思うのです。もう少し全体の予算の編成の仕方というのを考えざるを得ないんじゃないかと、これだけの違いがあるとすると、大きな問題ではないかと思っているんです。

しかも町長が判断する事だと、私は政策的に浜中の場合は赤字が出たら補てんしようと、赤字が出なければ繰越、そういうやり方は出来ないのかどうかという、大半の自治体が、そうせざるを得ないというような事態がある中、それが浜中のやり方、健全財政だという事になるのかどうか、そこのあたり解明していただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 先ほども申し上げましたけれども、確かに1億円を超えるという数字は、大きいのかと感ずるところがございますので、これからの予算編成にあ

たって見直せるものがあれば見直して行きたいと思っております。

それと一般会計からの繰入ですけれども、幸いここ数年剰余金が出るという状態でありますし、赤字が出たら次の年に繰越という事は、次の年の運営また国保税の負担が大きくなるという事もございますので、なるべくその様ような事はしなくて済むように、黒字になるように運営して行きたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** なるべく予算の圧縮をかけていくという事ですね。

もう一点ですが毎年、全体的に国保税が高くなって21年度から結構高くなる。この原因は、介護だとか後期高齢者の医療分も含めての国保税ですけれども、これは特に、どういう特徴があるのでしょうか。個々に見ますと、例えば限度額がかなり大幅に上がるという事で、結局ばかにならないお金になっていると思うのですが、その辺りはどう分析されていますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 国保税につきましては、先ほどから申し上げているとおり、医療費分につきましては7年連続で減額しておりますし、他の介護分、後期高齢者分につきましては、そんなに変動はしていないという事で、総体では下がってきているという現状になっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 21年度では全体で32万1,821円、確かに24年度では29万8,617円と全体では下がっているのですが、21年度から上がっているというのは、後期の支援分がかなりの額に達して、高くなっているんじゃないかと分析していますし、介護分は21年・22年・23年は若干下がり、そして24年も下がっているという事です。こういう動きが全体の中で起きているんじゃないかという事です。そういう事ではないのですか。どうでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 後期高齢者支援金、介護納付金、それぞれ支援金、あるいは納付金の57%を税に求めるという事で、これは決められた事でございます。その年々で多少の上がり下がりはあると思えますけれども、これについては致し方がない事なのかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 国の全体的な動きの中で、国保税が上がったり下がったりというのはおきてくるだろうと、大きな要因そこにも一つあるし、実際に自治体の責任としてどうするかという点で、一方では組み方の問題もあると思うのです。管内それぞれの自治体で、これだけ大きな格差が出るというのは、私は理解できない部分があるのですが、勿論さっき言ったように自治体が法定繰入しているところと、そうではないところとの違いだと思いますし、最後に、その点について町長の政策的な考え方について、将来とも法定外繰り入れは、すべきではないというお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。基本的な事になろうかと思いますが、この法定外繰り入れをするという事は、極力避けるべきだという国の指導もあるところであります。

ただ、情勢が変わった時点で考え方は変わってくるだろうと思っております。今のところ、法定外繰り入れをする考えは持っておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今のところという事は、将来ともに、やらないという意味ではないのですか。何かあった時というのは、どういう場合を想定するのですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 国保会計の部分で、大きな赤字を出した時という事になってくると、直接、次の年に求めるという形になります。今のまま、ここの部分だけで行くと、国保の関係者の55%にそれを求める形になるかと、考えさせてもらうのは、その時だと思います。これからは健全にいこうという考え方でいますから、そういう事はないという想定にいますけれども、もし赤字が続いたということがあったら、考える時期ではないかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 単年度の1回きりの赤字では考えないと、連続した赤字だという解釈で宜しいですか。では、次の質問に移りたいと思います。

姉別南小中学校の耐震診断が判明してから半年以上経過しております。共有出来る正確な情報が不足しているせいか、地域では様々な話が交錯して、合意形成は難航してい

と思われる。統廃合するにせよ存続するにせよ、選択するのは地域住民の話し合いによる合意であると思います。強引な手法は決してとるべきではないと思いますし、将来に禍根を残す事になると思います。次の質問をいたします。

委員会の把握している正確な責任ある整理された情報を、きちんと地域に提供し、誰もが共有できる土台をつくって対応する手立てが必要だと思いますけれども、今までの経過の中で若干お尋ねしたいと思います。校舎の床下の耐震診断が出ています。これは全面補強工事を行うつもりがありますか、どうですか。お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 校舎の補強についても、今のところ考えておりません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 校舎の床下の全面改修については、考えてないという事ですか。それはどういう意味ですか。将来ともやらないという事ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 姉別南小中学校の方向性につきましては、現在PTA、学校、地域と方向性について話し合いをしている段階でありますので、その結果をもちまして、将来的なものを考えていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今の状態で大丈夫だと耐えられるという判断で、お考えですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 繰り返しになりますけれども、姉別南小中学校の方向性につきましては、現在、学校、地域、PTA等で協議、話し合いをしている段階でありますので、方向性については申し上げる事が出来ません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 方向性が出なければ、ずっと出ないまま手を付けないという事になるのですか。方向性というのは、いつまでを目途にして方向性を決めるという事になるのですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 姉別南小中学校は床下と言いますが、校舎が二階建になっていますので、それは天井という事で良いですね。

I s 値につきましては、0.68という数字が出ておりますので、直ぐに倒壊する危

険性がないと教育委員会では考えております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 使い続けても支障はないと、危険はないという判断は教育委員会がされたという事ですか。それは専門家の査定の結果として、そういう判断をされたという事ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 先ほど、I s 値の関係を申し上げましたけれども、文科省の数値では0.6以上の数値につきましては、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低いという判断基準がされておりますので、それを基に教育委員会としては判断をしております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 工事をやっている業者が、ちゃんと見てこれは大丈夫だという判断ではなくて、0.6以上なので問題はないという教育委員会の判断だという事で、手を付けないという事ですか。そういう理解でよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今のところ教育委員会としては、補修等をする予定ではありません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） これとの関連もあると思うのですけれども、もう一点お伺いいたします。体育館の改築の事ですが、これは話によりますと改築する場合は、5年ぐらい掛かると言われている話を聞いたのですが、そういう事実があるのですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 体育館の改築にあたって、改築まで5年掛かるという事は言っていないと思います。体育館の建築につきましては3年を経つと建築が可能です。3年であれば色々な事務手続きを経て改築にはなります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 5年というお話はしていないけれども、3年くらいは掛かると理解してよろしいですか。何故そういう事を聞くかといいますと、情報がちゃんと伝わっていない部分がある訳ですよ。

この間、地域の考える会に私も出席しましたけれども、保護者の考えが12人近くの

人から色々出されました。その中で感じたのは、情報が錯綜していると言いましたけれども、正確に伝えられていないし、細かい事も含めて聞いていないという事もあるのではないかと強く感じたのです。全体のお子さんを持っている保護者と言われる部分、これは自分の子供も少人数学校で、教育するのが不安だと言うのが大半を占めています。大きい学校に行けば、競争力もついて力が付くというような考え方がある、地域の衰退等、特に学校とは関係がないという話が、前の会議でも出されたというのが、やはりお金が掛かるという事が1つあるという事と、たくさんの学校が統廃合になっている。これは出遅れたら大変だ、何を言われるか分からないから早く決めたいというのが大半の考え方のようです。それが何故かという、例えば色んな学校が、ここ2~3年の間に統廃合すると、お金を掛けて直しても、何年も持たないだろうと。そんな無駄なお金を使うんだったら駄目だという声が、やっぱり聞こえてくるのです。早くそういう批判を免れたい、だから大きい学校に統廃合するという考え方が、あるのではないかという事を強く感じたのです。

それは、苦渋の選択だという表現が言われるのですけれども、確かに苦渋の選択だと思うのです。しかし、自分たちの住んでいる地域がどうなっていくか反面心配していると、その狭間にあって保護者というのは、揺れていると私は理解しているのです。色んな問題がありますけれども、何回か保護者の方が集まって、色々話をされて統合やむなしという意向が教育委員会に伝えられたと、それで私は校長に会って保護者会というのはPTAの組織の中で、どういう権限があるのですか、どういう位置付けですかと言ったら、特に会というのはありませんと、校長を通して保護者の方に色々意見を聞いて、それをまとめて伝えたと。私に責任がありますという言い方だったのです。最終的には統廃合の問題は何処で決定されるのですかと言ったら、PTA総会ですというお話でした。そうしますと現段階でPTA総会の総意として、学校の統廃合を教育委員会に伝えられて居るのですかと。いやまだそこまでは行っていませんという判断です。

この間、教育長も来られて姉別の統廃合を考える会といいますか、学校問題を考える会が開かれた、その中で色々とお出された意見もあるのですが、教育長はその中で将来とも姉別南小中学校は、改築の見通しはないという事を明言された訳ですね。私は、もう一度お聞きしたいのですが、これは教育長の考え方なのか、どうなのかという事と、それは、地域の意向がどうしても学校を残して欲しいと言った場合には、その考え方は撤回されるのか、そうではないと統廃合の方向で行くんだという事になりますか。その

点、明確にお答え願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 今回の姉別南小中学校の統合の問題につきまして、教育委員会としての姿勢としては、地域の総意として学校をそのまま継続したいといった事であれば、当然、体育館の改修なりそういった事はしなければならないと。

ただ教育委員会の基本方針の中に、一応、小学校においては16人を下回る状況、あるいは中学校において複式を組まなければならない状況にあれば統合に向けて、それぞれ保護者あるいは地域に対して協議をさせていただく、考え方としてはそういうスタンスであります。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そうすると一定の小学校16人、中学校複式になった場合の基準を十分満たしていれば、地域の存続の希望があれば、増改築をしなければならないという考え方と理解してよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 今回、姉別南小中学校の統合に係る投げかけ？ですけれども、一応繰り返しになりますけれども、今年の4月26日に姉別南小中学校の体育館は、極めて危険という耐震診断結果が出されました。この体育館を改築するには、2億5,000万円何がしの費用が掛かるという事と、姉別南小中学校の児童生徒が今後の推移を見ると、平成26年からは毎年入学者が1名ずつと、同級生の居ないクラス編成がされているといった状況の中で、16人という一つの基本方針の中に、もう到達するだろうという事で体育館の改築という問題もあるし、児童生徒数の今後の推移というような状況から、教育委員会としては、この際、統合に向けて協議をさせていただきたいという事で、4月の段階で各PTAの役員さんにお話をさせていただいたという状況であります。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 4月26日の段階で既に教育委員会としては、方向性を示唆したと言う事は間違いないようですね。地域の意見を聞いて、あるいは地域の合意だとか、あるいはPTAの合意というのは、余り重視しないと教育委員会としては、もう将来性がないと口は悪いですけども、そういう決断をしたという事でしょうか。そういう事を学校に伝えて、そういう方向で地域をまとめていって欲しいという意向を伝えたという

事ですか。4月26日の段階で診断結果が出て、教育委員会で討議をした結果、そういう方向で行って欲しいという事になるのですか。そういう解釈でよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 今回、4月26日に向けて3月の定例教育委員会の中で、報告事項として姉別南小中学校の耐震診断、その結果について、教育委員会の中で一応報告をさせていただきました。その中で、色々と方向性としては統合という事も視野に入れながら、実際、地域に入って状況説明をさせていただくと4月26日のPTAの役員さんの説明の中で、教育委員会として、今後どうするんだという話になりまして、教育委員会の思いとしては、統合に向けて協議をさせていただきたいというお話をさせていただいております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** もう1点は法的な縛りはないけれども、体育館を使い続ける訳には行かないと言われていますが、法的な縛りがないけれどもというのは、どういう意味合いでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 法的な縛りはないという点についてお答えをいたします。

文科省としては、I s 値に沿って今回姉別南小中学校のI s 値は、体育館については0.14という事で、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が極めて高いということで、文科省の指針が出ております。この事に関しましては道内でも0.3を下回っても、教育委員会の判断だと思っておりますけれども、学校として使わせている地域もございます。

ただ、浜中町の教育委員会としては0.14という極めて低い数値な事から、倒壊または崩壊する危険性が極めて高いという判断をしまして、使用については自粛をお願いしている段階です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 0.3以下でも使っているところもあると、しかし浜中町の場合、姉別南についてはI s 値が極めて低いと、極めて危険性が高いという判断をして使用を中止したと言う事ですか。

例えば、この間の地震もそうですが、相当揺れた地震でも倒壊はしなかったと。でも危険がある訳ですから、それなりの対応をすれば使えるのか、どうなのかという点でお聞きしたいのですが、例えば、中にシェルターみたいなのを設置して、そういう点で使

うという事は可能なのか、可能ではないのか。その辺りはどのようにお考えですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 姉別南小中学校のI s値耐震診断が出た時に、函館の北斗市で、まさしく体育館が0.5くらいで雪の重みで倒壊したという記事が出ていました。そういう事から考えても、今回の数値につきましては、極めて低いという事で補強なりしても、その安全性が担保されるという事にはならない事から、教育委員会としては、使用の自粛を学校の方をお願いしていると言った状況であります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 専門の事業者に頼んで判断してもらったという事ではなくて、I s値に基づいて教育委員会が判断をしたという事ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会が判断しました。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 極めて権限のある教育委員会だと思うのですが、子供が使う訳ですから、安全に安全を重ねるという事に超した事はないと思いますけれども、しかし統廃合の問題と、この問題も絡めて進んでいるという感は否めない。それは最初の段階で、そういう教育委員会としての方向を打ち出して、その方向で検討してくれという話のように聞こえるのです。住民の皆さんの意見を聞きますと言うけれども、それはあくまでも形の上だけで、もう方向性は決まっているよというふうにはしか聞こえないのですが、そうじゃないのですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 先ほどの質問に戻りますけれども、教育委員会が判断したと答弁しましたけれども、この後々の経緯、経過につきましては、きちんと公的機関に耐震診断の業務委託をしまして、専門業者に委託して出た数字が0.14という数字なので、これは公的な数字で、これをもって教育委員会が判断したという事ですので、その点では御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） さっきも言われましたけれども、0.3以下でも教育委員会の判断によって、使うか使わないかを判断出来るんだと言われたでしょう。この事との整合性はどうですか。私は、やっぱり耐震診断というのは、それなりの権威のある人が耐

震診断をして、これを改築出来るのか出来ないかというのは、専門業者に判断してもらおうという事が必要ではないのかと思うのですけれども、それはしなくて良いのですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 繰り返しになりますけれども、公的な機関、専門業者に姉別南小中学校の校舎及び体育館については、耐震診断の委託をしまして出た数字が0.14で補強も出来ないという数字という事で結果が出ております。それを基に、教育委員会として判断をしたと。これは専門業者に町が診断をしてもらった結果の数値で、補強が出来ないという結果が出た中での判断でありますので、御理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 耐震診断をした業者が、専門的に判断をされたという事ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 説明が不足していましたが、専門業者から出た数値を基に、北海道の判定委員会に掛けまして、そこで数値が認定され極めて危険で補強も出来ないという事で、公的機関からの認定をきちんともらっております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） この問題はとにかく改築は出来ないと、お金が掛かるという事で、教育委員会としては、これは地域の意見を聞くべき事じゃなくて、そういう方向で進むしかないという判断をされたと。そして議会にも町民にも、これは改築なんて同意してもらえないという判断をしたという事ですか。そういうふうに言われているのですけれども、そういう事ですか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 4月保護者に耐震診断結果についての報告に行った時に、教育委員会としてどう考えるかと。教育委員会のスタンスとしては、先ほどの繰り返しになりますけれども、統合に向けて協議をしていただきたいと。そういうお話で結構時間を費やしたのですけれども、結果として保護者会としては統合やむなしと、そういう形での意思が統一されたと、そういう経過を経てきております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 冒頭言いましたように、校長は保護者会というのは組織としてはないと、私の判断でまとめて教育長に話をしたと、これはPTA会の創意でもないし、まだ地域住民の創意でもない。後ほど、その点ははっきりしなければならないと思っ

ているというお話だったのです。そういう事で動かなきゃならないんじゃないですか。だけど、そうではなくて、4月26日の段階で、もう既に教育委員会としての結論が出ているんじゃないですか。そういう方向で地域に対して説得に当たっているという事が現状だと思うのですが、そうではないのですか。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** これまで町内では、昨年度は3校、今年は1校の閉校があつて、全て統廃合になった経緯をみますと、PTAとして一定の考え方をまとめて、最終的に地域に投げかけるというかおろして、そういう形で方向を出して閉校、統合といったプロセスを経てきております。

今回につきましては、先ず実際に子供が通っている児童や生徒を持つ親御さんが、こういう状況でどう判断するか。そういった形で、まず教育委員会の考え方、思いをお話させていただいて、しっかりその中で保護者会としての意思統一がされた。姉別南PTAは地域全体がPTAで組織されていて、その中でPTAの歴代の会長さんと言われる、PTAの顧問の方々の意見も聞かなくてはならないので、そういった手順を踏んで、これから学校に上がってくる児童を持つ若い家庭や、これから結婚されて家庭を持つ若い人方、そういった人たちの意見をしっかりとくみ取って、最終的には地域の方に保護者会としての思い、そういう意味では保護者会が、ある面では主体的になって進めてやったと。

今は、第5回目の姉別南小中学校の今後を考える会という事で、先般12月5日に会合が持たれまして、そこに初めて地域全体が集まる中で、教育委員会の思いについてもお話をさせていただいて、御指摘なり御意見なりいただいたと。そういった経緯で、今進んで来ておりますので、あくまでも最終的には、地域全体として結論が得られるまで、今しばらくの時間が掛かるかと押さえております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 統廃合の問題は他の町村でも起きているみたいですよ。それで色々とアドバイスをいただいた町村の方もおりますけれども、一番大切なのは、その地域が統廃合するにしろ残るにしろ、とにかく地域住民の間で溝ができたなら、それは失敗だと。そこだけは避けなければならないよという忠告をいただきました。そういう面では、地域の皆さんがどう考えるかという点では大いに論議をして、思いをしっかりと出し合って、最終的にはこういう事で合意するという事がないと、その地域は必ず色ん

な溝ができて、うまくいかないのではないかと思います。そういう事で、今回一般質問をもう1回しようと思いたった訳です。

それは、ずっと話を聞いている中で、やっぱり先に統廃合があるのです。ここが大きな問題だと思うのです。保護者会の人も色々と話をされたけれども、まだまだ気持ちの中に色々な迷いがあると思いますし、父兄の中でも、あるいは地域の人でも、一体この地域はどうなるのだろうという不安感が凄くある訳ですよ。だから、そういう気持ちをしっかりと受け止めて、そして本当にこういう内容だと説得力のある、そういう話を展開して行かなきゃ駄目ではないかと思うのです。その点については、今まで通りの方向で行くおつもりか。それとも、もっと工夫を凝らしたり、色々な努力をするおつもりですか。そのことを最後にお聞きして終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 先般12月5日の地域全体での考える会に出席させて頂いて、保護者会としては異口同音に統合に向かって行きたいと一人一人の思いを、それぞれ参加された皆さんの前で、しっかりお話しをされていました。その中で、参加された一般の方はいや反対だと、あの学校は歴史があるとそういった事で、結局は12月5日の会では、保護者会としての思いと参加された方々の反対意見で平行線だと。

今後は、姉別地区は全体として70戸くらいの戸数があると伺っています。それから先生方の10世帯を引きますと、だいたい60戸くらい。先般、集まったのが、私ども4名を入れて37名です。それから単純に先生方も引くと、まだ25～6名以上の方のお話が聞かれていないので、今後はそういった方々の意見をしっかりと聞きながら、姉別南の今後をどうしていくか、そういった話をして行かなければならないと、しっかりと全員で意見を述べ合って、絶対これは賛成があれば反対もあると、そういった状況の中で、これからは意見を述べられていない方々の思いもしっかり聞きながら、やって行くべきだと、そう考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 11番鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** それでは一般質問をさせていただきたいと思います。大変難しい質問が続いた訳ですけれども、私からは極めて分かりやすい質問という事で、簡潔なお答えをいただきたいとこのように思います。

保育所の在り方と遠距離通園について、ご質問を申し上げたいと思います。ですから通園というよりは通所という言い方もあるのかもしれませんが、あえて通園とい

う言葉を扱わせていただきたいと思います。今、日本で1番社会問題になっているのは少子化、急激な少子化によって社会保障の負担も若い人達に負担が押し掛かっているというような事でございます。

今、衆議院選挙の真最中という事で、子育て支援も含めていろんな議論が飛び交っておりますけれども、本町においても急激な少子化の進行、これは今の話題にもありましたけれども、そういった事が学校の統廃合並びに保育所の統廃合に繋がっているという事であろうと思います。特に、我が町は一次産業が主体とする町でありますから、酪農、漁業の今の状況を見ましても高齢化が進み、後継者不足に悩んでおり中々担い手がねづかないという状況でありますから、尚更そういった子ども達が少なくなってくるというのが、現状ではないのかという気がしております。

そんな中で、本題でありますけれども、へき地保育所の統廃合が相次いでおります。そこで問題になってくるのが、やはり近隣の保育所に統合といいますか、統合という言い方が正しいのか分かりませんが変えていくという事になれば、当然、送迎に親の負担が掛かってくるという問題があるのかと思います。そこでお尋ねしたいのですが、現在開設している常設を含めた各保育所の児童数と、保育所の定員に対する充足率はどの程度ありますか。併せて今後の、それぞれの保育所の児童数の見込み推計等を分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 現在、開設中の各保育所の児童数と定員数についてお答えをいたします。

霧多布保育所につきましては定員が140人で、児童数が64人、内訳としては3歳以上児が46人、2歳未満児、3歳未満児が18人、霧多布の充足率は46%です。茶内保育所につきましては定員が60人で、児童数が42人、3歳以上児が31人、未満児が11人で充足率は70%となっております。散布保育所につきましては定員が80人、児童数が16人、充足率が20%。浜中保育所につきましては定員が60人で、児童数が7人、充足率が12%。姉別保育所につきましては定員が30人で、児童数が7人、充足率が23%。茶内第一保育所につきましては定員が20人で、児童数は15人、充足率が75%。西円朱別保育所につきましては定員が20人で、児童数が3人、充足率15%となっております。

所謂、へき地保育所につきましては2歳半より入所しておりまして、2歳半以上児の

入所となっております。児童数の見込みと推計という事でございましたけれども、将来的な推計といえますか、10年後とか5年後とかの推計につきましては、各地域の出生数そのものの変動が大きすぎるものですから、将来的な推計というのは難しくて出せませんでした。それで、現在押さえている出生のみで25年、26年、27年が年度末まで出生の数字を見なければならぬのですが、途中経過ですけれども、それを含めて常設保育所については、3歳以上児の数で見込みを出させていただきます。

霧多布保育所については、現在46人で、25年度が50人、26年度で51人、それから27年度は途中ですけれども48人、茶内保育所については、3歳以上児で現在31人、25年度で30人、26年度で33人、27年度で32人、散布保育所につきましては、2歳半以上の入所の年度末、2歳半は途中の出生月の翌月から入所するので、途中入所になるのですけれども、各年度最終の2歳半を含めた形で見込みを出しております。散布保育所については24年度で16人、25年では14人、26年で13人、27年度は9人。浜中保育所については、24年度現在は7人で、25年・26年とも7人、27年度が8人。姉別保育所については、24年度が7人で、25年度についても7人、26年度が8人、27年度については7人。茶内第一保育所については、24年度が15人、25年度については18人、26年度は17人、27年度については13人という見込みとしております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** この中で、それぞれ統合したというか閉じた保育所から、近隣の保育所に通うという児童が居ると思うのですけれども、その辺について分かれば、お答えをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 児童数については、申し訳ありませんが出しておりません。地域毎にという事ですが、今まで、それぞれの保育所に統合してきた箇所でお許しをいただきたいと思うのですが、散布保育所については、渡散布、火散布、丸山散布、藻散布の4箇所があったものの、平成元年に1箇所に統合しております。浜中保育所については奔幌戸を統合、それと姉別につきましては厚床、姉別北、貫人を統合しております。茶内第一保育所については、円朱別を11年に、第三を16年に統合という形で進んでおります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） それぞれ推計をした児童数が出ている訳ですから、例えば茶内第一の児童数が分かるんですよ。その中で、茶内第一以外から通うと思われる児童数というのは、当然、把握しなかったら推計は出ないですよ。そういう意味で聞いているのです。25年、26年、27年と分かれば、その地域以外から通ってくる児童が何人くらい居るのかという事を知りたかったのです。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） そういう捉え方をしていなくて、既に数字をコンクリートと言いますか、まとめてきてしまっているのです、例えば第一であれば、円朱別から何人とか、第三から何人という押さえ方ではなくて、総体的に押さええていますので、地域別に分けてはいないです。現状の資料の中では、各保育所の数しか押さええてきていませんでしたので、申し訳ありません。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 手元にそういった資料が無いという事で理解して良いですよ。ただそういう積み上げですよ。今教えてもらった数字というのは、本当は、その辺が知りたかったのですけれども、その前に、ちょっと別な角度からお尋ねをしたいのですけれども、小泉政権による三位一体構造改革によって、地方交付税が大幅に削減をされました。

これによって地方自治体は、本当に厳しい財政状況に陥って、本町においても、こうした厳しい状況を乗り切るべく、平成17年11月に浜中町財政再建プランを樹立し、発表したところでありますけれども、この財政再建プランというのは、私は財政を健全化する為の計画だと捉えているのですけれども、そういう捉え方で良いのか端的にお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 財政再建プランについては、ご指摘のとおり17年の4月に全体的な交付税の減額によって、町財政の逼迫による対策として、計画が立てられたものと理解をしております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） そういう前提に立って御質問をしたいのですけれども、今言われた財政再建プランでは、保育所を小中学校の配置を視野に4カ所に統合すべきとの方向性が出されていますね。この方向性を踏まえて、これまでどのような検討を、あるいは

は取組みがされてきたのか。具体的に教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 財政再建プランの取組みについてでございますけれども、プランを受けてから福祉保健課においても色々協議をした上で、平成21年6月遅れ気味でしたけれども、全常設保育所、へき地保育所を含めた父母会の代表による会議を開催させていただいて、保育所の運営にかかわる経費、それから運営費にかかわる補助金、その他園長から子供たちの現状や、育ちについての保育所としての説明ですとか、保育所の今後の有り様等について協議をしております。その後、平成21年10月に保育士5名により小規模、大規模の保育所の比較検討を行って、それぞれのメリットとデメリットをまとめ、そのまとめた所から更に集団遊びについての重要性、それと適正な人数についての議論を進めております。その後、平成23年の4月から1人保育士配置の保育所について榊町、琵琶瀬、西円保育所について財政再建プランの中に、それと小規模保育と大規模保育の比較検討等を重ねて、将来の保育所の有り様について協議をさせていただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 今、答弁のあった内容につきましては、所管である社会文教常任委員会でも、それぞれ御説明をいただいた記憶があります。

ただ17年の11月に財政再建プランが発表されて、21年によく検討に入ったというような御答弁だったのですけれども、極めてスローな鈍い対応であるのではないかと思う訳でありますけれども、少子化に伴う将来的な児童数の動向を見れば、もう少し早く、そういった方向性というのを示すべきではないのかという思いがしているんですね。というのは、これまでそれぞれ児童数が減って統合といいますか、保育所を閉めざるをえないとなってきたというのは、言ってみれば成り行きでしかない訳ですね。行政側の方向性に基づいて、保育所が閉じられてきたという経過では無いと思うのです。違いますか。その辺ちょっと確認したいのですけれども、行政のこういった方向性に基づいて、この現状があるんだというふうに言いきれますか。その辺を確認したいです。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 保育所につきましては、元々就労する御両親のお手伝いをするという事で保育所を始めてきております。就労支援という形で現在も運営させていただいております。そういった中身から統合にあたっては就労している、それぞれ

の親御さん等と協議の上で、なるべく長い期間地域で保育ができるような形で執り進めてきております。概ね3人になった時に統合、廃止の協議をさせていただくという形を、従来から取って来ておりますけれども、なるべく地域の方々の就労を支えるという事で、出来る限り長い期間運営して行くという形で進めさせていただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** なるべく地域の要望によって長い期間、地域で保育をしたいという事だと理解しましたけれども、財政再建プランでは、小中学校の廃止を視野に4箇所へ統合するという方向性が示されているんですね。そうなれば当然、そういった方向性に基づいて、行政としては動くべき問題だろうと思いますし、また、何故その地域と父母が出来るだけ地域で保育をして欲しいと願うかと言いますと、地域から無くなればそれだけ送迎に時間が掛かる、負担が掛かるという事です。それが結果的には、少しでも長く地域において欲しいという願いだろうと思うのですが、その認識が違うと思いますか。その辺は如何ですか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** そういった形で、3名程で協議をさせていただいてきておりました。財政再建プランを受けて遅くなっていますけれども、21年の6月に全父母の会長さん等とお話をさせていただいております。

その後、榊町、琵琶瀬、西円朱別と統合についての協議をさせていただきましたけれども、色々な要因を抱えている送迎も、その中の1つだと思っていますけれども、琵琶瀬、榊町につきましては、霧多布とそんなに距離が離れていないという事で、送迎について負担になるというお話は聞いておりませんでした。過去に貫人を統合した後に、姉別保育所に通っていた方が、学校の統廃合に合わせて、貫人の方が浜中小学校に通うという事になって、浜中の保育所に入所を変えたいという事で、その送迎の要望を受けた事もあります。それと今回の西円の統廃合の協議の際に、送迎について負担が大きいというお話はいただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 次に御質問申し上げたいのですが、財政再建プランで、これは先ほども申し上げましたけれども、遠距離通園の対応として、公費によるバス送迎通園補助金支給の検討も示されている訳ですけれども、これについて原課としては、どういう対応をされてきましたか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 財政再建プランの中で、通園の公費によるバスの送迎と、通園補助金の支給検討という事で計画プランをいただいております。

その中で、過去の例から申し上げますけれども、園児の送迎につきましては、学校の統廃合の際に協議されながら、スクールバスで児童生徒と一緒に送迎を霧多布保育所と旧熊牛小学校地区の2箇所が進められてきた経緯はありますけれども、小さい子供を1人で乗せる不安、バスの送迎時間と保育所の開閉時間とが合わない等の課題も多くて、子供の健康や家庭との連絡、連携がうまく行かない等の懸念があり、それと児童の急激な体調変化への不安等、子供の安全面から父母に直接送迎してもらう事で、父母の方々と協議をした上で、遠距離通園についても出来る限り、独自に父母による送迎をお願いしてきております。通園の補助金の支給については、現在のところ、そこまでの検討はなされておりませんが、補助金を支給するとすればエリアの決定等、色々と段階的な補助金をキロ数毎にどうするかとか色々と、難しいところもあるのかと理解をしております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今の答弁ですと2箇所を通学バスに便乗させた経過はあるという事ですね。それ以上の検討はしていないと。それから通園補助金についても検討の土台にのっていないという事ですね。

ただ、結果として統合するという事は、父母の負担が伴う訳ですから、それなりの配慮がないというのは、私は如何なものかと思うのです。結果的に、時代の流れに沿って来てしまっているのではないかという思いがしております。そういった結果が、今の現状だろうと思うのですけれども、色んな課題があるが故に、これからの保育所の在り方について極めて重要な課題だという認識から、社会文教常任委員会では色々この問題について取り上げ、先進地の視察もして、課長も当時長野県の松川町には同行して、色んな先進地の取組み状況も見て来ておりますから、そういった状況については同じ認識だろうと思いますけれども、その問題について聞く前に、副町長にお尋ねをしたいのですけれども、議会の常任委員会もしくは特別委員会の調査に基づく所管事務調査報告は、どんなものなのでしょうか。行政側の対応としてどのような事が望ましいと思っておりますか。副町長は議会事務局長も経験されておりますから、率直に短くお答えいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 所管事務調査の報告でありますけれども、行政として、それなりに将来を見越して進めている訳ですけれども、また違った視点で住民の代表である議員さんがまたつぶさに見て、行政に足りないところ、またはこうやったら良いんじゃないですかとかの提言、御意見を踏まえて、アドバイスをするとか示唆をしてくれるという意味では、我々が保育行政を進める上では、非常に重要なものだと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 常任委員会の調査報告については、非常に行政側にとっても重要なものだという認識だと捉えました。そこで、お尋ねをしたいのですけれども、所管の社会文教常任委員は、平成21年保育所の適地配置と統廃合について、事務調査を行い調査意見を付して調査報告書を提出いたしました。これは先ほど申し上げました、長野県の松川町を視察した経過も含めて、この報告書をどのように受け止め、どのような対応をしましたか。その辺について伺いたいのですけれども、改めて保育所の内容について、若干朗読をさせていただいて、皆さんに共通認識を持っていただきたいと思いますから、ちょっとお時間をいただきたいのですけれども、保育所問題については、平成17年度策定の財政再建プランにおいて、小学校の統合に合わせて進めるとした方向性が示されているが、これまで小学校において2校の統合が決定し、今後、更に1校の統合が予定されている状況の中で、保育所の統合に向けた具体的な動きがない、保育所の統合を進める理由の一つとして考えられていた施設の老朽化問題は、国の生活対策臨時交付金を財源とする補正予算において、霧多布並びに茶内の両常設保育所が、大規模改修されることになったが、将来の保育所運営の方向性並びに統合という道しるべから見て整合性に欠ける、更に児童数の減少は施設の充足率の低下を招いており、特に5人未満等、充足率の極めて低い保育所などは、少子化の中の保育所の在り方を将来どうするか、行政の取り組む姿勢が全く感じられない。

今後、保護者の意向も踏まえながら、全町的な保育業務の在り方等を、基本的な方針を定め具体的な方策について、早急に保育所運営委員会のような、専門委員会を立ち上げ積極的な検討が必要であるというような意見を付して、社会文教常任委員会では、調査報告を出させていただいた訳でありますけれども、これについてどのように捉え対応をしたとすれば、どんな対応をされてきましたか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 視察に同行しまして、色々と勉強をさせていただいて

参りました。視察先については研修の事業ですとか、そういった職員のスキルアップに力を入れていたり、色々と勉強になったところが沢山あったと思っています。社会文教常任委員会の調査報告を受けて、どういう方向に進んできたかという事ですが、実際、社会文教常任委員会の視察に同行させていただく前に、父母会の全町の会長さんの会議等が進んでいた形になっています。委員会の視察と並行した形で進んでいた事で、この視察を終えてからになりますけれども、実際、通常の将来的に3人しか見込めなくなったような状況で、従来は協議をさせていただいておりましたけれども、その後、1人保育士配置の保育所についての統合といいますか、保育所の有り様について、小規模、大規模のメリットを踏まえた上で、小規模のデメリットを埋めるという保育方針で、協議をさせていただいています。

その上で、延長線上で地域と合意がなされれば、3人でなくても実際に、榊町保育所の場合は4人でしたけれども、地域と協議が整って統合させていただいております。そういう事で、3人までの協議でしたけれども、実際には、1人保育士の配置が出来ない、2人の配置が出来ないところについては、今後においても概ね、7人以下となった保育所の有り様について、協議をさせていただくという方向に変えさせていただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** そういった対応をされてきたという事ですけども、私を感じる限りでは行政側が主導して、いわゆる統合に向けた動きの積極的な対応は感じられない訳ですけども、その辺について、もう少し積極的な姿勢があっても良いのかという気がしますし、社会文教常任委員会では、松川町のそういった取組みを参考にしながら、保育所の運営委員会のような専門委員会を立ち上げて、あらゆる角度からの検討が必要ではないかという事で、御提言を申し上げているはずですけども、今の経過を聞きますと、地域の父母と担当の福祉保健課だけのようにしか聞こえない訳であります。

そういう中での検討会だとするならば、やっぱり本当の将来的な展望に立った考え方を、将来の保育所の在り方を考えるという事では、不足でないのかと気がするのですが、そういった事は感じられませんでしたか。あくまでも地域との合意という事が優先されているような気がしまして、もう少し行政として積極的な方向性に持って行くというような態度があっても、良かったのではないのかという気がするのですが、そういった反省はありますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） おっしゃるとおり長野県の松川町については、検討運営委員会を議員それから地元の自治会、民生委員等多彩なメンバーで運営委員会を、松川町全体の保育所の運営費について協議をされた上で統合、保育所の廃止についての議論だとか将来的な有り様を検討されておりました。

先ほども申し上げさせていただきましたけれども、浜中町においては、父母会の方と協議する形で進めさせていただいておりましたので、そのまま進めさせていただいた訳ですけれども、今後において、保育所の全体的な議論について、こういった組織を作っ

て進めて行くかについては、今後の検討の課題とさせていただきたいと思っています。まず、委員会を作った場合の結論と、地域の事情、地域の方々の意見を重要視した中で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 勿論、最終的な判断をする時には、地域との合意というのは、これは欠かせない条件だと思いますから、その辺は十分に私も理解できるのですけれども、ただ子供達を保育する、育てるという視点から捉えますと、やはり3～5人での保育というのは、色んなデメリットの方が多い訳ですよ。それは父母の皆さんの協議の中で示されているように、あえて中身は言いませんけれども、そういった面では出来るだけ多い人数の中で保育をされた方が、子供たちにとっては良いのは当たり前の話ですから、ただ、それに伴って負担となるのは、やはり送迎の問題だろうと思うんです。そういったものをクリアーしないでおいて、地域との協議ばかり進めても、中々先に進めないというのが、今の実態だろうと思うのですけれども、そこで今後の保育所の配置計画は、今までの考え方を踏襲していくという事でしょうか。

先ほど、将来3年後の予測を示していただいたのですけれども、このままで行くと、常設含めて6保育所というような事が、後3年くらいは続いて行くのかという気がしますが、そういう考え方、捉え方で宜しいですか。まず、その辺を確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 結論としては、今までの考え方といたしますか、今までの方法で進めさせていただきたいと考えています。一次産業への協力と父母の負担をなるべく軽減する為にも、出来る限り3人を目途に統合、廃止するという形で進めさせて

いただきますが、先ほどから申し上げているとおり、1人保育士の配置になってしまった所については、メリット・デメリットのお話をさせていただいて、なるべくデメリットを埋めるような形で、子供たちの健全な育成に資したいと考えております。

先ほど推計でお話しましたとおり、6箇所の保育所については、極端に児童が減るといふ事がここ3～4年見当たりませんので、当面は6箇所の保育所で運営しますけれども、その内の2箇所については7名を割った時点で、先ほどから話ししておりますとおり、小規模、大規模のお話をさせていただいて、子供たちの負担もなるべくないような形で進めさせていただきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 当面は、今までの考え方を踏襲していくというふうに捉えました。

次の質問ですけれども、送迎の父母負担ですね。こういったものが依然と付きまとうという事になってくる訳です。保育所を閉めた地区の児童というのは、少ないから統合というか、減少してしまう訳ですから、少ない対象児童、対象父母というのは極めて少ない訳ですよ。そういった人達の意見、考え方はも中々通りづらいという事になってきて、仕方がないから、我慢して少し遠いけれども通わせるんだというのが実態だろうと思うのです。そう思いませんか。そこで聞きたいのですけれども、統合して近隣の保育所に通わせる距離、どの程度までなら許されると思いますか。課長の頭の中になれば教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 実際、確かに統廃合の参加に関しては、協議の際には世帯数とすれば、2世帯、3世帯、4世帯の父母とのお話になります。その中で、色々なお話をさせていただきますけれども、常設保育所に移行する場合は、保育料の話ですとか色々な話が出ます。その中でなるべく不安、負担のないような形でと考えておりまして、実際に各保育所とも3～4回の協議を重ねながら、結論を出させていただいております。その上で地域の方とお話をさせていただいておりますけれども、現在は、実際に1番遠い距離が14キロ、大体15分くらいになります。その15分くらいの14キロというふうに考えています。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 最大、送迎距離が片道14キロまでが許容範囲だと考えている

という事で理解していいですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） そのような形で、従来お願いをしてくれておりましたので、そういう考えであります

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 私も、それなりに距離を計ってみたのですけれども、あくまでも閉所した保育所から近隣の保育所までという距離ですから、個々の住んでいるところからという事になりますと、遠い人も居れば、若干近くなる人も居るだろうと思えますけれども、14キロというのは貫人ですよ。貫人から浜中までが、そのくらいあったんですね。これが1番遠い距離ですね。茶内から西円朱別まで13.8キロくらいあります。私は西円朱別から茶内まででも、かなり遠い距離だと思うのです。これを毎日朝・晩往復ですからね。それを課長は14キロまでが許容範囲だと言われました。

町長、如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 遠い距離だと思っています。遠すぎると言ったらおかしいですけども、時間的には遠い区間だと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 遠い距離だというのは私も分かるんですよ。それが父母の負担になるかどうかという詰め、その線引きを何処にするかというのが、難しい問題だと思うのですけれども、例えば、二大産業の酪農の方で考えてみますと、保育所に送って行く、それから迎えに行く時間帯というのは、一番酪農では管理作業の時間帯ですよ。

そうすると、もの凄く家族にとってそれが負担になるという事は、これは誰しも分かる事ですよ。その課題を放置しておいて、保育所の統合だけを進めていくというのは、行政として如何なものかと思うのです。今、少子化というのが大変問題になっておりますし、担い手不足も大変問題になっております。今の対象児童だけの事を考えるのではなくて将来的に、まだまだ遠いところで保育児童が生まれてくるというのは、可能性があると云ったら語弊がありますね。当然、そうしてもらわないと困る訳ですけども、そういった人たちの事も考えていくとなると、やはり今の状況というのは、おかしいと思うのです。それでなくても、後継者に対する配偶者不足というのが言われている中で、そういった子育て環境が余りにも酷いような所に、お嫁さんだけ来てほしいという

のは中々言えないという事があるんですよ。

学校は義務教育ですから、統合となれば必ず通学バスや何かというのは、あたり前に配置されますけれども、中々保育所というのは、そうはならないんですよ。その辺はもう少し行政として考えていくべきではないかと思えますけれども、そこで、ちょっと乱暴な提案になるのですけれども、最後の質問ですけれども、私は、出来るだけ早く先延ばししないで、常設保育所2箇所を全部統合してバスによる送迎と、それから先ほど社会文教常任委員会の調査報告にもありましたけれども、極めて給食センターが大変な状況にあると、この改築と合わせて小中学校・高校・それから保育所、あるいは福祉施設、診療所そういったものを含めた総合的な完全給食という事をやって、保育所の統合を計っていくというふうにしたらどうかと思うのですよね。今の給食数というのは、本当に限られたものだと思うのですよね。そういう中での合理的な契約になりますが、ある程度のやっぱり給食数というのは維持しなければならないと。ますます児童生徒数が減っていく中で、そういったもので補完して行って、給食センターの経営も成り立って行くのかという気がしましたけれども、乱暴な提案だという事は分かりますけれども、そういった考え方は如何でしょうか。全然話になりませんか。

**○議長（波岡玄智君）** 本日の会議時間は、議事の都合より延長いたします。

福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 乱暴か乱暴でないかというお話でしたけれども、考え方としては、常設保育所の方が未満児0歳児6ヵ月から保育が可能です。

それと、早朝、居残りという形で保育時間も、へき地の保育所よりは長いという状況にあると思います。御指摘をいただいておりますとおり、遠距離の方の保育所への送迎等については、今後、現状統合を進める上で十分協議をしながら、更に協議を進めて参りたいと考えております。そういう事で将来、いつの将来になるのか分かりませんが、常設保育所2箇所という事は、将来的には考えて行かなきゃならないのかと考えております。現状は、今のままで協議をさせていただきながら将来を見据えた上で、進めさせていただきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（工藤吉治君）** 給食センターの建築にかかわりまして、私の方から答弁をいたします。今回の社会文教常任委員会の所管事務調査報告書の中でもお話があり重なる部分がありますが、本町の学校給食センターは、建設以来32年が経過し設

備等老朽化が進んでおります。

また岩見沢市でありました、食中毒の関係から食の安全安心の高まる中、早急にも建設が求められております。教育委員会と致しましては、総合計画の中では、最終年度に計画をされていますが、町部局との協議を進める環境が整えば、早い段階での計画を進めていきたいと考えております。

また、建設準備協議を進める中では、高校、保育所、福祉施設等への提供についても関係部署を含めた中で検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 今の福祉保健課長の答弁ですと、このまま進めて行くと。将来的なというのは違うんですよ。それなら今までと同じですよ。その流れによって最終的に常設保育所2箇所しか残らなかった時に、そうしますという事ですよ。決して前向きな答弁だとは私は思わないですね。ある意味、もう少し積極的な対応というのをしてもらわなかったら、私は地域の自治会長もやっていますから、これまでも色んな議論してきました。その中で、埒が明かないので今回の質問に立った訳ですけども、やっぱり首長は決断をしなくては駄目ですよ。一番、今の国の国政もそうですけれども決断できないのは、今の政治ですから、この辺決断してください。

**○議長（波岡玄智君）** 町長、再質問の無いような答弁をお願いいたします。

町長。

**○町長（松本博君）** 議員が仰せられました質問、将来展望を含めて考えてみたらどうかという事で、保育所の専門員会というのですか、今までしっかり議論というか組織も含めてやられて来なかったという事が、あろうかと思えます。子育て支援、少子化対策含めて、この視点に立って保育所専門委員会について、しっかり立ち上げて行かないと行けないと思っております。

1つとしては、財政再建プランでは、小中学校の数で合わせてという漠然な数字で出しました。それは主としては、小学校・中学校の方が重点が掛かっているかという言い方をすれば、その通りです。

そして保育所は3人切ったら駄目だよとか、そういう形での枠組みでやってきて、決して町行政が積極的に保育所の事について、やってきたのかというと、私自身、自信もありませんし、そんなにやっていないというふうに思っているところであります。そん

な意味からすると、しっかり子育て支援、少子化対策を含めるとすれば、この専門委員会をしっかり立ち上げて、そして町全体で提案のあった2箇所というような事も含めて協議をして行かないとならないと思っています。ひょっとしたら1箇所という形になるかも分かりません。

そういう意味で、各関係者の委員会は、子供たちの親だけでは無く、地域の人も含めて検討するときかと思っております。今後、決して後退する訳ではないですけれども、しっかり専門委員会を立ち上げて、そして将来の保育所を含めて、皆さんの意見を聞きながら検討していきたいと。基本的に1番困っているのは、子育て支援、少子化、そして送迎に時間が掛かる親御さん家族、そこに負担が掛かっているんだという事で、支援策という位置付で、今後積極的に検討していきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 町長が今、正直なお答えをいただいたと思います。これまで保育所に関しては前向きに検討して来なかったと。その事については、私も同じ考えを共有していますが、給食の関係で検討していくというようなお答えをいただきましたので、その辺は、給食センターの改築と合わせて、是非そういった前向きに検討していただければ、ありがたいと思います。御答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。これで終わります。

---

### ◎延会の議決

---

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

---

### ◎延会の宣言

---

○議長（波岡玄智君） 本日は、これで延会します。

(延会 午後 5時 7分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員